	第六	第五	第四	第			第	第
:	^	.111.	= 1			=		
5 4 3 2 1	4321 挺	朝	元 元		4 3 2 1	32	1 歴	は
took meet meet meet meet 4	各一原身	鮮	原原告別 原告 本村	日一従		戦	. 且史	はじめ
原原原原原原	廷右三東不告隊 身各菱京二ら原	ᄼ	告告告安	本征車	日カアト	後連戦	韓帝的 国の事	めに
告告告告告 <u>姜李朴朴柳</u>	身各菱京二ら原 隊工重麻越が告	人女子	東東東原 順頭順原	(本政府) (本政府)		補行争	併韓実	
	賈場 丁糸 鰡 連ら	勤	徳理女告	の安婦	にダリンお・カ	慣さへのれの	合国:	-
<i>の</i> のののの	告で業紡材行の らの名績工さ被	勤労挺身	のののら 被被被の	対婦!	における戦後処理のダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国た動際朝員	と併: 植合:	
被被被被被被	らの名績工さ被 の朝古株業れ害	身	被被被の 害害害被	心制:	歌	院别貝/ 的鮮:	植合:民と:	
寒寒寒寒寒	披鮮屋式株た事	隊	事事事害	制度	後	潮人:	地戦:	
事事事事事等実実実実	喜人航会式軍実		実実実事		処	流の:	支争: 配へ:	
	事女空社会需 実子機沼社工		美		理:::	帰:	配 : の:	
	: 勤製津富場					Age.		
	労作工山に				現状		朝鮮	1
	・ 挺所場工つ ・ ・ ・身道に場い・・	•					る	;
		į						
	の宜い						. 動 :	-
	労場で							
	労場で							
	実							
	実態態							
								1
		÷						-
八七六四三	EEE	0	九九八八	八六六	六五四三	E = = -		

******三 第九 清香	第八 不法行為による国家賠償資任 1	身勤労契約の債務不履行によ法不作為による国家賠償責任	関夫甫賞貴壬	······ 7 原告梁錦徳の被害事実······· 6 原告鄭 雅廻 の被害事実·······
	三七	よる損害賠償資任······三二 仕·····	員夫甫賞責壬	九九

平 平 疋 成 成 五 四 年 年 年 第五一号 第三七三号 第三四九号 女子勤労挺身隊従軍慰安婦公式謝罪等請求事件釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 女子勤労挺身隊従軍慰安婦公式謝罪等請求事件

2

女

告 第 九被原 逍 面国河

右原告ら訴訟代理人

山

口地方裁判所下関支部御中

九

t 年

六 月

六

B

弁護士 同同同同同同同同同同 李吉水片德藤福松山李山

ψ

吉

永田岛本本 亮正武康晴

冨 **±**

海 子子夫二人司之太盛男

宇千

第

間性の回復を求めているのであり、これに対する良心の府の司法判断が歴史に躓の被害当事者がその沈黙を破って、加害者である日本国に対し、奪われた人 残されようとしている。 本件訴訟は、 日本国の植民地支配と戦時の強制連行による最も凄惨な人権蹂

である。 **貴庁による本件訴訟の判決に対し、それぞれの耳目を集中せざるを得ない所以** し物心両面にわたり原告らを支えてきた人達、そして、加害者日本国を含め、 れてきた声なき被害者、全世界の心ある支援者、とりわけ六年余の弁論を傍聴 ある。このことが、原告ら当事者は勿論、同種被害を被りながら沈黙を強いら としては、現在係属中の戦後補償裁判の中にあって、本件訴訟が最初のもので殊に、元「従軍慰安婦」被害者に対する日本国の加害行為に対する司法判断

想いすら及ばすことなく平和と繁栄に身をおいてきた我々は、 し込められたまま沈黙を強いられてきた。少女らの恥辱に目を瞑り、あるいは あるいは軍人たちに踏みにじられた上に、その後半世紀にわたり恥辱の闇に押 戦時、純朴な少女たちは、故郷から異城万里に引き離され日本帝国に挺身し、 恥辱の 闇から照

らし出された厳然たる歴史の前で胸深く反省しなければならない

より回復されていない 現在において、本件訴訟は、まさに我々に与えられた唯 るところである。されば、戦後五〇年余を経てなお、正義が立法府や行政府に その被害救済を実現することこそが、客観的正義の法である日本国憲法の求め 確な形で国際社会に示されなければならない。被害者への償いと謝罪を示し、 地位を占めたいと願っている日本国にとって、被害者への償いと謝罪という明 迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある 最後の機会になるやもしれない。 その反省のありようは、日本国憲法前文で、平和を維持し、専制と隷従、

我々に代わって全世界に表明することになることを銘記されたい。 よって、本件訴訟に対する貴庁の判決が、日本国の正義が奈辺にあるのかを

歷史的事実

1 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員 韓国併合と植民地支配

韓国併合

とされた。(甲三七号証) の植民地にした。こうして、朝鮮に住む全ての人々は大日本帝国「臣民」 皇帝陛下ニ酸渡スル」との日韓併合条約を押しつけ、朝鮮を完全に日本 韓帝国皇帝陛下ハ 韓国全部ニ 関スル 一切ノ統治権ヲ完全旦永久ニ 日本国 そして一九一〇年八月二二日、ついに日本は当時の大韓帝国政府に「大よる徹底した内政干渉によって、事実上日本の植民地とされていった。 を奪われ、外交を監督するとの名目で日本から送り込まれた韓国統監に 要して、「乙巳保護条約」に調印させた。この条約により韓国は外交権 軍が朝鮮王宮を包囲するなかで、伊藤博文が大韓帝国政府の大臣等に強 日露の両戦争を経て朝鮮における支配的位置を確立、一九〇五年、日本 たが、一八七五年の江華島事件以来、朝鮮への内政干渉を続け、日清、 明治政府はその成立当時から、朝鮮の植民地化を国家的目標としてき

植民地支配

事業」等を実施して朝鮮農民の土地を収奪した。 配し、 朝鮮語の 言論や教育を弾圧する一方、「 土地調査事業」 「 林野調査 警察を一元化して、「 武断政治」とよばれる強権支配を行って 朝鮮を支 日本は天皇が直接任命する朝鮮総督のもとに総督府を設置し、軍隊と

人を越える人々が、「 独立万歳」を叫ぶ三・ 一独立運動に立ち上がった。 このような植民地支配に反対し、一九一九年には朝鮮全土で二〇〇万 日本は非武装の朝鮮人に武力弾圧を加え、約七〇〇〇人の朝鮮

三・ 一運動の髙揚に懲りた朝鮮総督府は、「 文化統治」 ・人が日本軍警によって殺害された。(甲三八号証の一)

3

態に変わるところはなかった。(甲三八号証の二)て日本への移出は四倍にする飢餓輸出を強要するなど、植民地収奪の実○年に始まった「産米増殖計画」により、一五年間に増産率二割に対し朝鮮語の新聞発行を一部承認する等の懐柔策をとった。しかし、一九二朝が語の新聞発行を一部承認する等の懐柔策をとった。しかし、一九二三・一運動の髙揚に懲りた朝鮮総督府は、「文化統治」を標榜して、

(一) 兵站基地化政策 2 戦争への動員

とした。(の本格的な侵略を戦争遂行のための人的資源として利用しよう(人的・物的資源の補給基地)と位置づけ、食糧や工業資源の略奪を強(人的・物的資源の補給基地)と位置づけ、食糧や工業資源の略奪を強中国への本格的な侵略を始めた。日本は、朝鮮を中国侵略の「兵站基地」中国への本格的な侵略を始めた。日本は、朝鮮を中国侵略の「兵站基地」中国への本格的な侵略を始めた。日本は一九三一年に満州事変、一九三七年に日中戦争をひきおこし、

1 皇民化政策

改めさせた。(甲三九号証の二) は、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日本に隷属させ、天皇に忠義を戻させる必要がある。このため、日い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日い、日本に隷属させ、天皇に忠義を表して、明鮮人を戦争遂行の人的資源とするには、朝鮮人からその民族性を奪

〕強制連行による労働力動員

ら「募集」方式による労働力動員が始められた。 明年一〇月かて朝鮮人労務者の徴用に関する一連の施行法規を制定し、同年一〇月か直接適用せず、同年九月三〇日に朝鮮総督府令第一六四~一六七号とし直接適用せず、同年九月三〇日に朝鮮総督府令第一六四~一六七号とした。但し、朝鮮に対しては民族的抵抗をおそれて最初は国民徴用令をえた。但し、朝鮮に対しては民族的抵抗をおそれて最初は国民徴用令をえた。但し、朝鮮に対しては民族的抵抗をおそれて最初は国民徴用令を大た。但し、朝鮮に対しては民族的抵抗をおそれて最初は国民後用令を大なった日本は、戦時下の非常措置として一般国民を強権で徴用するたけ、国策産業」とよばれた軍需産業の労働要員を供給することができなは、国策産業」とよばれた軍需産業の労働要員を供給することができなは、国策産業」とよばれた軍需産業の労働要員を供給することができない、国策産業」方式による労働力動員が始められた。

す臭ごっこ。お臭ごっこ。
大労働者を集めるもので、日本政府の深い関与のもとに行われる労働力り当てられた道から指定された面に赴き、そこの職員や警察官と協力し厚生省の募集許可と朝鮮総督府の募集地の割り当てを受け、募集人が割厚生省の募集計可とは、労働力を必要とする事業所が、府県長官を通じて

「 募集」方式による連行は最初の一年程は徴兵制に準じて身体検査

そのうち死亡者は約六万人にのぼるとみられている。 もその実態は日本政府による強制連行にほかならなかった。 に適用し、「 青紙」 一枚で 朝鮮人を労働者として 自由に 連行できるよう 行が始まり、大規模な「国民動員計画」がたてられた。そして、労働力 れた朝鮮労務協会を運営主体とする、より強制的な「官斡旋」方式の連 するが、やがて割当て人員の達成が不可能になり、郡職員、警察、面職 で労働者の需要が急激に増大し、労働力が著しく逼迫すると、朝鮮総督 ある人々は命を失い、ある人々は身体や精神に癒すことの出来ない傷を にした。このように、「 募集」「 官斡旋」「 徴用」 と方式は異なっていて 不足が一層深刻化した一九四四年八月には、朝鮮に国民徴用令を一般的 ず、朝鮮内の各鉱山や日本本土、太平洋地区、樺太方面に連行した。 署長が訓話をしたあと、バスやトラックに満載してその行く先も知らせ 数が供出指定数に達すると、郡庁や警察署前の広場に集めて郡守や警察 **員が労務者を力ずくで狩り出すようになった。道行く人、家で寝ている** に割当てた。面当局者は始めのうちは割当て人員を達成するように努力 割当てると、 当たり次第狩り集めはじめた。朝鮮総督府が必要な人員数を各道知事に 負わされた。日本に連行された人々のうちおよそ三〇数万人が死傷し、 計により少なくとも一一〇万人は下らないとみられている。これらの人 巡査が連れてきた労務者達を郡庁の倉庫や学校の教室に閉じ込め、その 人を急襲して手当たり次第に引き立て、所定の期日に各面から面書記や 府とその地方官憲は、これらの手続を踏むことなく、朝鮮人背壮年を手 軍需工場、食料の増産のための大規模な干拓開墾、巨大な神社の造営等 本土、樺太、太平洋諸島、朝鮮の多くの炭鉱、軍事基地の工事、 壮行会の 挙行などの 手続きが行われてい たが、 対米戦争が始まり、日本 々は、炭鉱や軍事施設の建設現場のなどで奴隷のような労働を強いられ、 こうして労務者として日本本土に連行された朝鮮人の総数は、各種統 一九四二年には、形式上も「募集」方式を改め、朝鮮総督府内におか 知事はそれを各郡の郡守に割当て、郡守はそれを再び各面

軍要員としての動員

輪要員として労働させられた。れ、日本本土や南洋諸島で軍事土木工事、炊事係、捕虜監視要員や運れ、日本本土や南洋諸島で軍事土木工事、炊事係、捕虜監視要員や運表によると一九四五年までに一五万四九○七名の朝鮮人軍属が動員されていたが、対米戦争開始以後、その数が急激に増大した。厚生省発れていたが、対米戦争開始以後、その数が急激に増大した。厚生省発国民徴用令による軍属としての朝鮮人動員は、一九三九年に開始さ

(2) 志願兵制度

ものである。 た。八〇万人を越える膨大の志願者数はむしろ強制の存在を証明する 願しない者は炭鉱等へ徴用するとの恫喝まで行って強制的に志願させ 強制動員がおこなわれた。日本本土で学ぶ朝鮮人学生に対しては、志 とは名ばかりで、面ごとに人数を割り当て、地方の官吏や警察によるの「愛国的熱誠」によるものと宣伝した。しかし、現実には「志願」 八〇万五五二二名にのぼるとされ、朝鮮総督府等はこれを朝鮮人背年 朝鮮人青年は二万三六八一名である。一方、これに志願した者の数は一九三八年から一九四三年の間にこれらの志願兵として動員された 徒志願兵として専門学校、大学の朝鮮人学生が戦場に動員された。 から朝鮮人青年を海兵として養成しはじめた。更に一九四三年には学六〇七号)を公布、鎮海に海軍兵志願者訓練所を設立し、一〇月一日 海軍の兵力が不足すると、一九四三年七月、海軍特別志願兵令(勅令 同年四月から志願兵制度を実施した。また、 制定し、羅南、威興、平壌、大邸などに陸軍兵志願者訓練所を設置、 踏み切った。一九三八年二月、陸軍特別志願兵令(勅令第九五号) をが、戦争の際限のない 拡大の中で、朝鮮人青年の 軍人としての動員に 公布、同年三月に勅令一五六号で、六ケ月期間の志願兵訓練所官制を 戦争の際限のない 拡大の中で、朝鮮人青年の軍人としての動員に 朝鮮人に武器をもたせることを恐れていた 太平洋戦争がはじまり、

日本(1、1年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年解人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年 日本政府は対米戦争がはじまりより多くの兵力が必要になると、朝徴兵制度

(H) め、ただでさえ暴力の横行した日本軍隊内で、朝鮮人兵士達は民族的偏けの部隊は編成せず、日本人部隊のなかにばらばらに配置した。このた 鮮人軍属は英米人捕虜の監視業務を担当させられたため戦後BC 級戦犯 見に基づく虐待や私的制裁に耐えねばならなかった。また、南方では朝 として処刑されたものもいた。結局、 日本軍は朝鮮人背年を動員したものの、その反乱をおそれ、 朝鮮人軍人軍属の 処遇 戦場に狩りだされた四〇万人近い 朝鮮人だ

> 軍属のうち、 約一五万人は帰還していない

3

3 一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾して、戦争は終結し、

なく、日本本土に居住する朝鮮人の反抗を恐れて、 本の朝鮮に対する植民地支配も事実上終焉した。 この事業は朝鮮人の損害を少しでも軽減するために行われたのでは 日本政府は日本に連行されていた朝鮮人の帰還事業を行った。 朝鮮からの日本人の引

揚船の復便を利用して行ったものにすぎない。

戦後補償の国際的潮流 浮島丸が舞鶴港内で爆沈して数百名の朝鮮人が死亡した。 虐殺する事件が発生し、青森県から多数の朝鮮人を乗せて朝鮮に向かった香では日本人の引揚に際して、日本軍が朝鮮人達を警察著に監禁、放火し れ、四万一人にのぼる朝鮮人が置き去りにされた。また、サハリンの上敷 そのため、サハリンから日本本土への引揚船には朝鮮人は乗船を拒否さ

榜したアメリカ合衆国やカナダも、太平洋側に住む日系人をその国籍の如何数のユダヤ人等の少数民族を強制収容所に収容し、虐殺した。民主主義を標 をとわず、敵性民族とみなし、強制収容所に収容した。 けにとどまらない。日本との同盟の下に戦争を遂行したナチスドイツは、多もとより、戦争によって植民地人民や少数民族に被害を与えたのは日本だ

徴に関する立法措置を講じている。 中の行為の過ちを認め謝罪し、「内外人平等主義」を当然の前提として、 しかし、これらの諸国については、その犠牲者に対して、各国政府が大戦 ドイツ

第二次世界大戦中の日本との同盟国であり、同じ敗戦国であるドイツで 敗戦後間もなく戦後措置が開始され、約一〇年前に一応の体系整備が

治的迫害に対する補償立法の整備もなされている。

殊に、ナチス指導下のドイツにおける、ユダヤ人を含む人種的迫害、

政

もしくはこれに準ずる任務それらにともなう事故及びそれと特有な関係 措置がとられている。同法は、旧西ドイツ国内に居住する外国人にも適 による健康障害を受けたものに対して、治療、看護、戦争犠牲者への扶 争犠牲者援護法(一九五〇年)が制定されている。同法により、軍事上 労働大臣の同意を得て外国に居住する外国人に対しても援護を与えて 用があるほか、連邦各州政府が同法八条に基づく裁量行為として、 第二次大戦中の人的損害に対する措置として、 旧西ドイツにおいて 戦 障害者への年金支給、死亡の場合の埋葬手当、遺族への年金支給の

時償補償法では、国民の外国による私的被害に対する補償がなされていい支出総額は、一九八七年末で一一六五億マルクにも上っている。また、の支出総額は、一九八七年末で一一六五億マルクにも上っている。また、本理念のもとに、戦闘による破壊、旧ドイツ領からの追放、引揚げ等に客を、被害を受けなかった国民にも等しく負担配分すべきであるとの基害を、被害を受けなかった国民にも等しく負担配分すべきであるとの基害を、被害を受けなかった国民にも等しく負担配分すべきであるとの基実されている。負担調整法では、国民の間で特定の部分が受けた戦争被(2) 物的損害に対しては、負担調整法(一九五二年)及び賠償補償法が制(2)

3

返済法、対イスラエル条約等がある。的人的損害に対する補償措置として、連邦補償法(一九五六年)、連邦団、特に、一、〇の措置に対する特別法として、ナチス迫害の犠牲者の物

や一時金の形で補償給付を行っている。 業上の、経済上の出世に損害を被った者」(同法第一条)に対し、年金、業上の、経済上の出世に損害を被った者」(同法第一条)に対し、年、、正に、または人種、信仰、または世界観を理由にナチスの暴力装置によっに、または人種、信仰、または世界観を理由にナチスの暴力装置によっに、または人種、信仰、または世界観を理由にナチスの暴力装置によっ

億円に及んでいる。マルク、現在の年金受給者は約一五万三〇〇〇人、補償月額は約一〇〇マルク、現在の年金受給者は約一五万三〇〇〇人、補償月額は約一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ヤ人会議(JCC)に対して五億マルクの支払がなされた。府は、イスラエル 政府に対して三四億マルクを、対ドイツ物質要求ユダニ年にユダヤ人賠償法条約が調印され、この条約により、旧西ドイツ政連邦補償法の適用からもれたナチス 被害者に対する補償として一九五

一括払いし、外国政府が国内的措置によって被害外国人個人に対して支支払のための協定を締結し、ドイツ政府が該当者の年金請求権の総額をベルギー、オーストリア等の政府との間では、政府と旧西ドイツ政府が、外国人戦争被害者への補償方法としては、ポーランド、オラン・ダ、

給をしている。

3

されている。 いている。 間では、賠償に関する条約で外国人被害者に対する補償問題も一括処理間では、賠償に関する条約で外国人被害者に対する補償問題も一括処理では、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本

億六三○○万マルクの給付が予定されている。BRUGその他の給付により、今後二○三○年までに、総額約三三三間の包括処理と適用被害者に対する個別支払とが併用されている。 フランスに対しては、連邦補償法からもれた被害者に対する政府との

(H)

き点がある。
にも有名であるが、戦後補償をめぐる最近のドイツの動向にも注目すべざす者は結局、現在にも目を閉ざすことになる」という演説は、あまり、
一九八五年ワイツゼッカー大統領が連邦議会でなした「過去に目を閉

い さくと 高質的 らつ 値列性庁が動子に関いては、これにでいたない、 大大 高質的 なられ、 古決議に基づいて、 最近補償基金が設立されるに至った。 いるが、これらの人々に対しては、 一九八八年五月五日ドイツ連邦議律」(一九三三年) によって強制断種させられた身体、精神障害者が() BEGの補償からもれてきた者に、「 遺伝病的子孫忌避のための法()

れている。 の補償問題等については、ドイツ連邦議会内に補償小委員会が設置さの補償問題等については、ドイツ連邦議会内に補償小委員会が設置さい 残された、旧東ドイツ地域でおきた被害に対する補償、東欧諸国と

2 アメリカ

がとられた。 リカ人強制移住に対して一九八<年に市民的自由法が制定され、補償措置一方、第二次世界大戦の戦勝国であるアメリカでは、大戦中の日系アメ

団移住(主として西海岸から)が開始され、日系人は集結センターに集た。同令による自発的移住の試みを経て、同年三月から日系人の強制集る大統領行政令第九〇六六号が発布され、実際上日系人にのみ適用される権限とその設定地域からすへての人々を立ち退かせる権限」を付与す及び軍管区司令官に対し、「軍事上必要な場合には、軍事地域を設定す入。日本によるパールハーバー攻撃後の一九四二年二月一九日、陸軍長官

は自由に関する多大の損害を被った。この強制移住及び強制収容に伴い、日系人は、財産上、精神上、あるいめられた後、内陸部にある再定住センター(強制収容所)に送られた。

3

定住・抑留に関する委員会」が設置された。れてきたが、一九八〇年七月三一日、アメリカ議会内に「戦時民間人再」日系人強制移住に関しては、日系人の権利回復・補償要求運動が行わ

れた個人の正義」にまとめた。
文書の調査を行い、その結果を一九八三年二月二四日付報告書「拒否さにわたる公聴会の開催、七五〇人以上の人達からの証言聴取、当時の公同委員会は、同年七月から一二月にかけて、西海岸を中心に二〇日間

の五項目とは、の五項目の救済勧告をなした。そたうえで、それをふまえて、概要、次の五項目の救済勧告をなした。その方えで、それをふまえて、概要、次の五項目の救済勧告を詳細に報告し

) (清) 型目により、 大統領がこれに署名すること、 合同決議を可決し、 大統領がこれに署名すること、 の強制移住の不法行為性を確認し国家が謝罪する旨をうたった上下両院

する有罪判決の見直し等、 ②人種的理由に基づく外出禁止令や退去命令等に違反したことを理由と

こと等、 ③議会から行政機関に対して、日系人の権利回復申請について指示する

まず大充頂子女子育も)にようとしておって音をせれら角制作食され、筒競会が決める適切な期間に、一五億ドルを基金に支出し、この基金をの研究、学校教育活動を後援すること、の研究、学校教育活動を後援すること、 しいできでいる 単解するため像にとどめ、この種の事件が起きた原因及び背景を究明、理解するため像にとどめ、このできでとを記

である。である。のでは、一大のでは、一大のでは、大きに当て、残を福祉や国民教育に当てること、現在なお生存する日系人約六万人に対し、一人当り二万ドルの補償支払、まず大統領行政令第九〇六六号にしたがって居住地から強制排除され、の議会が決める適切な期間に、一五億ドルを基金に支出し、この基金をの議会が決める適切な期間に、一五億ドルを基金に支出し、この基金を

一九八九年には、アメリカ政府が、問い合わせや申請受付のため、係のず一人あたり二万ドルの補償金が支払われることとなった。
 「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。
 「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。
 「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。
 「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。
 「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。
 」 右勧告に基づき、アメリカ議会は、一九八八年八月一〇日「市民的自」 右勧告に基づき、アメリカ議会は、一九八八年八月一〇日「市民的自」 右勧告に基づき、アメリカ議会は、一九八八年八月一〇日「市民的自」

されと。 官を日本に派遣し、一九九〇年三月から実際に高齢者より右補償が開始

しました」とある。の意味で、自由と平等、正義という理想に対する伝統的な實任を新たにの意味で、自由と平等、正義という理想に対する伝統的な實任を新たに「 損害補償と心からの謝罪を申し出る法律の制定で、米国人は言葉の真一九九〇年一〇月ブッシュ大統領から日系人にあてられた謝罪状には

3 カナダ

補償措置が図られた。 に対する強制移住・強制収容が行われ、これに対し、同じく一九八八年にに対する強制移住・強制収容が行われ、これに対し、同じく一九八八年にアメリカ同様連合国側であったカナダでも、第二次大戦中日系カナダ人

の強制移動・強制収容、及び財産の収奪等がおこなわれた。 (主としてブリティッシュコロンビア州から)的二万人にも及ぶ日系人の防衛地域からの強制移動の発表へと事態は進展し、同年一一月までにっているの所持禁止等の処分が決定実施され、二月の末には全日系人た。翌四一一年初頭には、日本国籍の日系男性の強制移動、短波ラジした。翌四一一年初頭には、日本国籍の日系男性の強制移動、短波ラジシートの人の日系人を危険人物として逮捕し、全日系人を敵性国人と規定と、カーガリー年一二月八日、パールハーバー攻撃の直後、カナダ政府 は

でが協定が結ばれた。 でが協定がは、八〇年代初頭から日系人の 大戦終了後も日本への強制送還や選挙権の剥奪等の処置が続いた。

差別の根絶を推進する等の合意がなされた。 で支払い、カナダ人種関係基金を創設して異文化間の相互理解及び人種一、一二〇〇万ドルをコミュニティの福利や人権の擁護に役立つ活動に対し一二〇〇万ドルをコミュニティの福利や人権の擁護に役立つ活動に対し一連不正に対するの象徴的補償として、個人補償金二万一〇〇〇ドルを一連不正に対するの象徴的補償として、個人補償金二万一〇〇〇ドルを一連不正に対するの象徴的補償として、個人補償金二万一〇〇〇ドルを同協定では、カナダ政府が大戦中の日系人に対する措置が人権侵害で

4 日本における戦後処理の現状め、係官を日本に派遣したことは配憶に新しい。(以上甲四〇号証)

同協定に基づき、カナダ政府が、補償に関する問い合わせと申請のた

─ 一九五一年九月八日、日本はサンフランシスコ 講和条約に調印した。れるものである。 これに対し、日本の戦後補償のあり方は、前述のような国際的潮流に遅

対するすべての賠償請求権を放棄した。 復興を図り、賠償の負担を軽減するために、連合国は、原則的に日本に アメリカの極東戦略が転換する中で調印された右条約では、日本の経済

3

戦後処理として賠償に準ずる無償援助、経済協力がなされてきた。 ンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、韓国、ミクロネシアには、 五月九日)、インドネシア(一九五八年一月二〇日)、南ベトナム(一九 した。ミャンマー(一九五四年一一月五日)、フィリピン(一九五六年 日本は、右放棄条項をてこに、次々とアジアの各国と二国間協定を締結 五九年五月一三日)との間には平和条約と賠償協定を結び、ラオス、カ 翌一九五二年四月二八日に右条約が発効し、国家として独立する と、

- については、戦後四七年を経た今も、日本は、格別の補償措置を講じて(1) しかしながら、これらの各国における、戦争被害者個人の被った損害 いないばかりか、公式の謝罪さえしていない。

講和条約により日本の「国籍」を喪失させたとして、「国籍」をたてに、 制連行されたアジアの人々(なかんずく、韓国・朝鮮人)に対しては、 日本の国内法による戦後の個人補償措置からも排除してきた。 一九五二年四月一九日法務省民事局長通達をもって、サンフランシスコ それどころか、かつての植民地から「日本人」として徴兵・徴用・強

特別基金に関する法律に至る一三の戦争犠牲者援護立法のいずれにも 〇日制定の戦傷病者遺族等援護法から、一九八八年制定の平和祈念事業 「 国籍要件」を設け、外国籍の戦争被害者に対する右法の適用を排除し て、これらの者に対する補償・賠償を一切なさぬまま放置してきたので すなわち、被爆者援護に関する二つの法律を除き、一九五二年四月三

に対する補償を拒んでいる。(以上甲四一号証) 的潮流にも関わらず、未だ日本は、右国籍要件に固執し、外国人被害者 前述のような「内外人平等主義」に基づく個人補償を基調とする国際

従軍慰安婦

從軍慰安婦」制度

てきたものである(甲第二号証、同第一四号証、同第一五号証、「従軍慰安婦」制度は、日本の軍及び国家によって創設され、 管理され 甲二五号

→ 慰安所設置の経済が明二七号証)。 慰安所設置の経緯

市部隊のために慰安所が設置され、 九三二年(昭和七年)、いわゆる上海事変が勃発したころ、同地の 以後終戦まで慰安所が存在してお

> また、海軍においては、一九四二年の海軍省の文書にて、海軍省がその 設置と運営方針を決定していた。 四二年には南方軍が、「従軍慰安婦」の徴集と配置を行っており、 方面軍が同設置の指示を行って設置し、一九四一年には関東軍が、一九 設置にあたり、一九三七年には中支那方面軍が、一九三八年には北支那 一九四二年には、陸軍省人事局が「慰安施設」設置結果を報告している。 上海事変には、上海派遣軍の参謀が「軍慰安所」設置の指示を出して 地域的範囲は、戦争の拡大とともに広がりをみせた。

このように、軍の最高司令部が「慰安所」を設置し、「従軍慰安婦」

の配置を行ってきたのである。 慰安所が存在していた地域

の範囲は広がることはあっても減ることはない。 び仏領インドシナ(当時)であるが、被告が真摯に調査するならば、そ時)、タイ、ビルマ(当時)、ニューギニア(当時)、香港、マカオおよ る朝鮮、 朝鮮、台湾を含む。)、中国、フィリピン、インドネシア、マラヤ(当慰安所の存在が確認できた国または地域は、日本(当時の植民地であ

慰安婦の総数

の必要かつ常設の施設であったこと、また、長期に、かつ広範な地域に ないので、慰安婦総数を確定するのは困難である。しかし、慰安所が軍 わたって慰安所が設置されたこと等に照らせば、慰安婦の総数は二〇万 人ともいわれる。 これを推認させるに足りる資料を日本国は積極的に検索する努力をし

半島出身者が多い。 地に移送された慰安婦の出身地としては、日本人を除けば圧倒的に朝鮮湾、フィリピン、インドネシアおよびオランダが挙げられる。なお、戦 慰安婦の出身地は、確認できただけでも、日本、朝鮮半島、慰安婦の出身地

第一のタイプは、軍直営の慰安所である。慰安所の分類(甲第一五号証の二七頁及び二八頁)

した慰安所がある。 ある。これは、特定の部隊専属の慰安所と、都市などで軍が認可(指定) 第二のタイプは、軍が監督統制する軍(軍人・軍属)専用の慰安所で

以上が純粋の軍慰安所である。

る軍利用の慰安所で、軍に特別の便宜を図るが、民間人も利用するもの 第三のタイプは、一定時期、軍が民間の売春宿などを兵員用に指定す 軍利用の程度に応じて国家の責任が生ずることにな

第二のタイプの軍慰安所となる。 る。例えば、指定期間にそれが軍人・軍属専用になれば、その期間中は

3

の一般安婦の募集

を知りながら、これを容認した。せる等の形で行われた。軍当局も業者らの詐欺的又は脅迫的な募集方法旋業者らが、純朴な少女を含む女性に対し甘言を弄し、あるいは畏怖さったことを認めている。軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡慰安婦の募集については、本件訴訟の被告答弁においても、強制であ

ある。 「一個のないかなど欺罔、あるいは甘言を弄して徴集されたものが行、および金が儲かるよい仕事がある、工場、食堂で働かないか、看護行、および金が儲かるよい仕事がある、工場、食堂で働かないか、看護り連行されたり、路上で官憲につかまり連行されたなどの暴力的強制連り連行されたり、路上で官憲につかまり連行されたなどが、家にきて無理やの連行されたり、路上で官憲によって直接連行されたものがあるが、や周旋人に行わせたものと、官憲によって直接連行されたものがあるが、中国族人に行わせたものと、官憲によって直接連行されたものがあるが、中国族人に行わせたものと、官憲によって直接連行されたものがあるが、を周旋人に行わせたものと、官憲によって直接連行されたものがあるが、

い仕事があると騙して連れてきたものもある。また、軍が地元住民に「従軍慰安婦」の徴集を命じて集めさせたり、よ況の中で、若い女性が強姦されたうえ、「慰安婦」とさせられている。別の中で、若い女性が強姦されたうえ、「慰安婦」とさせられている状質慰安婦」にさせられ、日本軍によって家族や村の住民が虐殺される状り、路上を歩いているところを暴力で連行、強姦され、監禁されて「従り、路上を歩いているところを暴力で連行、強姦され、監禁されて「従り、路上を歩いているところを暴力で連行、強姦され、監禁されて「従り、路上を歩いていると、近には、元「従軍慰安婦」によれば、日本兵が家にやってきた」

出、慰安婦の輸送等

軍のトラックを使った。 軍のトラックを使った。 軍のトラックを使った。 で、海軍は軍艦や軍用船により、陸軍が陸路による場合は、鉄道や日本 「従軍慰安婦」を船で戦地に送る場合には、陸軍は日本船籍の軍用船 軍の船舶や車輛によって戦地に運ばれたケースも少なからずあった。 事の船舶や車輌によって戦地に運ばれたケースも少なからずあった。 ならを特別に軍属に準じた扱いにするなどして、その渡航申請に許可を 女らを特別に軍属に準じた扱いにするなどして、その渡航申請に許可を 大き者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際し、旧日本軍は、彼

いは総体としての公務員によって作られ、かつ管理、運営されたものであい、以上のように、「従軍慰安婦」制度は国家・軍という被告の公務員ある大臣の指示が出され、軍の証明書のみによることになった。「以降は、「従軍慰安婦」の渡航は、軍の証明書で行うようにとの外務月以降は、「従軍慰安婦」の渡航は、軍の証明書で行うようにとの外務日本から渡航する場合、「渡航証明書」の発行は各警察署が、朝鮮、日本から渡航する場合、「渡航証明書」の発行は各警察署が、朝鮮、

2

牲を強いられた。 りわけ、慰安婦にさせられた植民地の朝鮮人女性は、次のような特別の犠りわけ、慰安婦にさせられた植民地の朝鮮人女性は、次のような特別の犠する組織的、系統的に行われた強姦・輪姦の連続といえるものである。とその慰安所での実態は、慰安婦として「慰安所」に監禁された女性に対

Ē

₩ 女性差別

定し、人間の尊厳を侵す行為である。制度は、性の自由を奪う強姦というべきもので、女性の人格的価値を否奴隷的拘束の下、軍が制度的に継続的に性交を強制した「従軍慰安婦」

に対する抜きがたい差別が存するのである。家目的の最優先、戦争至上主義にとどまらず、女性および女性の「性」これにかかわった多くの業者、将兵もこれに追随した背景には、単に国このように、国家・軍が、「 従軍慰安婦」制度を自ら推進し、また、

われる場合であっても、同じである。 暴行・脅迫を伴なわない場合、あるは「慰安」行為に対して対価が支払安婦」制度のもつ性差別としての問題性は、慰安所への徴集に際して、現在にも残存する性差別をあからさまな形で具現化したものである。「慰口としての性行為観が明瞭にあらわれている。「従軍慰安婦」制度は、口としての性行為観が明瞭にあらわれている。「従軍慰安婦」制度は、ここには、男性の性に奉仕する「モノ」としての女性観、抑圧の捌け

(二) 民族差別

日本政府の付む

って何ら調査すらしないまま放置し続けてきた。 て証拠隠滅を図り(甲二七号証二八八頁)、その後も戦後四〇年以上にわた 政府は、戦争末期および敗戦直後に、慰安所関係の文書の焼却命令を出し

- 7-

なし、実態調査も拒否した。一九九一年四月、「 慰安婦」 とみられる者の名 査もしないまま国の責任を否定するに終始した。 かった。調査すべく努力したが手掛かりがない」と、あいかわらず十分な調 簿が見つかったが、「 当時の関係者からの事情聴取をしたが、 関与していな た際にも、「民間の業者が連れ歩いたにすぎない」と関与を否定する答弁を 日本政府は、一九九〇年六月、「 従軍慰安婦」問題が国会で取り上げられ

;

ż

条約で解決済みとの態度を崩さなかった。また、同年七月には、国の関与をの事実を認め、首相が訪韓時に謝罪の言葉を述べたが、補償については日韓 る資料はない」とした。 示す文書をようやく公表したものの、強制行為については、「これを裏付け 一九九二年一月、軍の関与を示す文書が発見されるに至り、ようやく関与

委員会において、女子差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の報告審議った」と認めた。さらに日本政府は、一九九四年一月二八日、女子差別撤廃一九九三年八月四日、政府は、第二次報告書を発表し、「総じて強制であ をなした。その真剣に考えたとされる結果として、日本政府が提示した民間 慰安婦問題については、日本政府は、これまでサンフランシスコ 条約や関連 的にも苦しみを受けてきた、こうした慰安婦の女性達に謝罪しました。従軍九三年八月四日には、調査結果を発表しました。そこでは、肉体的にも精神 回避する欺瞞であるとして、これを拒否している。 基金については、元「従軍慰安婦」の被害者の多くが、日本国の法的責任を のような自實と謝罪の気持を表せるのか、真剣に考えております。」と回答 する条約に従い、誠実に対応してきましたが、問題の性格上、どうしたらこ 「 日本政府は、この問題について一九九一年一二月から調査を開始し、一九 における同委員会委員からの本問題に対する早期解決を求める指摘に対し、

と誘われた。同原告は、どんな仕事をするのか分からないまま、彼らをほ人と朝鮮人の男性から「金儲けができる仕事があるのでついてこないか」 込みの家政婦として働いていたところ、買い物のため外出したとき、日本 のころ、現在の韓国全羅南道光州市で呉服屋を経営していた社長宅に住み父河東淑と母南東郷の間に生まれた。同原告は、一九三七年の春、一九歳原告河順女は、一九一八年二月二日、現在の韓国全羅南道木浦市にて、 原告河順女の被害事実(甲第五号証)

用してついて行くことに決めた。 一泊した後、船に乗せられるなどして、上海に連れて行かれた。同原告は、朝鮮の港から貨客船に乗せられ、大阪に連れて行かれ、

彼らを信

2 を脱がせたため、同原告は悲鳴を上げて逃げようとしたものの、部屋の戸た陸軍の服を着た日本人の男が部屋の中に入って来て、同原告を殴って服 に鍵がかかっており、逃げることができなかった。 ていた。ところが、同長屋の一部屋を割り当てられた翌日、カーキ色をし 当てられた。同原告は、同所で炊事・洗濯の仕事をさせられるものと思っ のない三〇室位の小部屋に区切られており、同原告は、その一部屋を割り であった。同長屋は、人が二人やっと寝ることができる程度の広さで、窓 原告を勧誘した日本人の男性が慰安所の主人(以下、単に「主人」という。) 部隊慰安所」と書かれた看板が掲げられている長屋に連れて行かれた。 上海のアメリカ人かフランス 人の 租界区の 近くにある「陸軍

人に見つかり連れ戻され、炊事場で、主人から、長さ約五〇センチメートある日、同原告は、どうしても耐えられず、慰安所から逃げ出したが、主う懇願したりしたものの、その度に、激しく殴られ生傷が絶えなかった。 なる症状に悩まされている。 頭の傷が原因で、同原告は、現在も雨降りの際の頭痛と、時々頭が空白にルの樫の棒で体中を殴られ、最後に頭を殴られ大出血をした。このときの 洗濯などの家事をしていた「チョウさん」という中国人夫婦の手伝いに時 らったことはなかった。同原告は、軍人の相手をしたくないので、炊事・ た。主人の妻が軍人からお金をもらっていたが、同原告は一度もお金をもから夜二時くらいまで、軍人との性交渉を強要され、もって強姦され続け 々抜け出したり、主人に対して、炊事・洗濯だけの仕事をさせてくれるよ その日から、同原告は、同部屋において、生理の時を除いて毎日朝九時

- ことに照らせば、旧日本軍が設置し、管理していたものといえる。 「 陸軍部隊慰安所」の看板が掲げられていたこと、軍人相手であったこと 同原告が主人の暴力により監禁され軍人により強姦され続けた慰安所は、 及び性病検査と思われる一ヶ月に一回の定期検診が軍医によってなされた
- った。故郷では、父親は怒りや悲しみのために「火病」で亡くなっており、 ことができた。その間、旧日本軍や日本政府関係者から何の手助けもなか して帰国船を待ち、ようやく帰国船に乗って釜山に帰り着き、故郷に帰る れるのではという恐怖の中、チョウさんの奥さんに匿われた後、上海の埠 同原告は、生きてい た母親には上海に行って 軍人の家で炊事などをしてい 頭まで連れて行ってもらった。同原告は、埠頭で三日間乞食のように野宿 残された同原告は、建物を壊したり放火していた中国人から危害を加えら 敗戦後、主人も軍人らも同原告だけを慰安所に残したままいなくなった。
- 本件訴訟を提起するきっかけとなった釜山挺身隊対策協議会

起に際して初めて実名による被害事実を公にした。へ 被害申告をするまで、従軍慰安婦であったことを隠し通し、本件訴訟提

思い」を持っている。知りながら、従軍慰安婦は公娼だとの発言に対して、「腹が煮えくり返る知りながら、従軍慰安婦は公娼だとの発言に対して、「腹が煮えくり返るや、本件訴訟提起により実名及び被害事実を公にしている原告らの存在を同原告は、日本政府が従軍慰安婦に対し責任がないと発言してきたこと

原告朴頭理の被害事実

連れて行かれた。 原告朴頭理は、陰曆一九二四年九月二日、現在の韓国慶尚南道三浪津、 サイ 原告朴頭理は、陰曆一九二四年九月二日、現在の韓国慶尚南道三浪津、 世れて行かれた。

との性交渉を強要され、もって強姦された。 に、客を取れと言い、関係とは、それは話が違うと逃げようと考えたが、 はできなかった。同原告は、男と接したのはその時が初めてであり、幾らはできなかった。同原告は、男と接したのはその時が初めてであり、幾らはできなかった。同原告は、それは話が違うと逃げようと考えたが、 して、客を取れと言い、同原告は、それは話が違うと逃げようと考えたが、 して、客を取れと言い、同原告は、それは話が違うと逃げようと考えたが、 れた。同原告を勧誘した男が慰安所の主人であった。主人は、同原告に対れた。同原告を勧誘した男が慰安所の主人であった。主人は、同原告に対れた。

あった。使うことは暴力によって禁止されており、同原告の呼び名も「フジコ」で使うことは暴力によって禁止されており、同原告の呼び名も「フジコ」で慰安所の客は日本人の軍人が多数を占めていたので、同所にて朝鮮語を

ため慰安所の近くのバナナ園のバナナを取って食べ、そのことでバナナ園での食事は貧粗であって、食べたい物を買うお金もなく、あまりの空腹の休みの日は一ヶ月に一日だけであり、自由な外出もできなかった。慰安所同原告は一日一〇人前後の男の相手をさせられ、性交渉を強要されない

で文房具を買って弟に送ったことがあった。
で文房具を買って弟に送ったことがあった。
いた同原告を他の慰安婦をさせられていた娘たちが同情して募金したお金て送って下さいと同原告に宛てた手紙が来た際、お金が一銭もなく泣いて狂品を買える程度のものだった。国民学校に通っていた弟が文房具を買っ粗品を買える程度のものだった。国民学校に通っていた弟が文房具を買って送って下さいと同原告に宛てたまのに重人のお客からもらうチップも、慰安婦として身綺麗にしておくための化薄にいた五年間、慰安所の主人からお金をもらったことがある。同原告は、台の主からも慰安所の主人からもひどく叩かれたことがある。同原告は、台の主からも慰安所の主人からもひどく叩かれたことがある。同原告は、台

いう病気に罹り、その手術の痕が残っている。同原告は、性交渉により右側の太股の下の方がパンパンに腫れ上がると

の解散を部隊に命ずることなく放任していたことが窺える。 の解散を部隊に命ずることなく放任していたことが窺える。 で、部隊が軍からの公認を受けずに慰安所を女将に経営させ、同所が日本人の軍人であったことから、いわゆる部隊お抱えの私設慰安所であったと考えられる。このような私設慰安所が存在したことは、部隊の宿舎の一二三頁乃至一二六頁に記述されている。同記述によれば、部隊の宿舎の一二三頁乃至一二六頁に記述されている。同記述によれば、部隊の宿舎の近くで、部隊が軍からの公認を受けずに慰安所の社党であったと考えられる。このような私設慰安所が存在したことは、部隊の宿舎の近くで、部隊が軍からの公認を受けずに慰安婦の性交渉の相手のほとんどックに乗せられてものがは明らかでない。しかし、同原告の供述によれば、台って行われたものかは明らかでない。しかし、同原告の供述によれば、台って行われたものかは開告のは、日原告が慰安婦をさせられた慰安所の設置管理が旧日本軍による。

その後、同原告は、結婚し子ども生まれたが、台湾での被害事実は隠しにある日本の工場で働いてきたがお金はもらえなかったと告げた。朝鮮人の男に連れられて船で故郷に帰った。同原告は、父母に対し、台湾4 同原告は、日本の敗戦すなわち解放後、当時の慰安所の管理人であった

通してきた。

原告李順徳の被害事実 原告李順徳の被害事実 原告李順徳の被害事実 原告李順徳の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が同人の被害事実に対して何ら国家賠償も国家補償もしないこと、 は、被告が一九九二年の本件訴訟提起によりその被害事実を実名にて初め

夕食の準備をするため畑のあぜ道で蓬を摘んでいたところ、四〇歳くらい一切を切り回していた。同原告は、一九三七年の春、満一七、八歳のころ、(モヒョン)で生まれた。同原告は、父母が出稼ぎに出ているため、家事1 原告李順徳は、陰暦一九一八年一〇月二〇日、朝鮮全羅北道裡里郡慕縣

- 9-

で行かれた。

「関係人の男から」そんな事をしているよりも、自分についてくれば、履の朝鮮人の男から」そんな事をしているよりも、自分についてくれば、履の朝鮮人の男から」そんな事をしているよりも、自分についてくれば、履の朝鮮人の男から」そんな事をしているよりも、自分についてくれば、履の朝鮮人の男から」そんな事をしているような年齢の娘たちは、幌のないトラックの一直に出て行かれた。同原告は、男がら手を取られて引っ張られて行った。上海駅に着いた。同原告は、男から手を取られて引っ張られて行ったことに驚き、恐ろしくて、恥ずかしくて、そのまま泣きながら連れて行ったことに驚き、恐ろしくて、恥ずかしくて、そのまま泣きながら連れて行った。一次のために連れて行かれた。同原告は、男から手を取られて引っ張られて行ったことに驚き、恐ろしくて、恥ずかしくて、そのまま泣きながら連れて行った。 一次に連れて行かれた。同原告は、別の前を歩かされ、約一時間後に理里(イーリー) 邑の旅館にはれて行かれた。同原告は、別の前の前を歩かされ、約一時間後に理里(イーリー) 邑の旅館にはれて行かれた。同原告ら娘たちは、別の事に乗せられ、旧日本陸軍の駐屯地(以下、「陸軍駐屯地」という。) に連れて行かれた。同原告の課を表すという。) に連れて行かれた。同原告の課を表すという。) に連れて行かれた。同原告の課を表すという。) に連れて行かれた。同原告の課を表すといる。

間受けただけで、軍人との性交渉を強要され続けた。
あらない症状に悩まされている。同原告は、右暴行による傷の治療を一週雨の降る日などは、胸や腹がうずき、めまい等のために歩くことさえままっており、同原告は、今現在も痛みが残り、特に雨が降ろうかという日や中を斬りつけた。その傷跡は甲第四号証のとおり、同原告の体に克明に残男と寝たのかと同原告を費め立て、軍靴で同原告の腹を蹴り上げ、刀で背男と寝たのかと同原告を費め立て、軍靴で同原告の腹を蹴り上げ、刀で背

監禁され強姦され続けたものである。 により連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍により軍人のみを相手にしていたこと等に照らせば、同原告は、旧日本軍の強制、分別、立計を打たれたこと、小屋を兵隊が常時監視していたこと、小屋が陸軍駐屯地に近接した施設であること、定期的に駐屯地内で「六〇小屋が陸軍駐屯地に近接した施設であること、定期的に駐屯地内で「六〇小屋が陸軍駐屯地に近接した施設であること、同原告が収容された「同原告を連行した者が旧日本軍の軍人であること、同原告が収容された

はいなくない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりにより連行され、約八年間、民間人の関与が全くない中、旧日本軍によりによりである。

念を強めている。 日本政府が同原告に対して国家補償を拒否してきたことについて、憤怒の同原告は、旧日本軍によって純朴な娘の一生を台無しにされたこと及び

の名誉を侵害することは明らかである。
を含む従軍慰安婦が公娼であったと断ずる発言を公にすることが、同原告に同原告が凛としてその被害事実を公にしているにもかかわらず、同原告的新聞を読む能力がなく、また、テレビ報道を理解できないこととしても、新聞を読む能力がなく、また、テレビ報道を理解できないこととしても、り、いわゆる公娼制度といえるような事実は全く見当たらない。同原告がり、いわゆる公娼制度といえるような事実は全く見当たらない。同原告がり、いわゆる公娼制度といえるような事実は、一貫して旧日本軍の強制によるものであ

第五 朝鮮人女子勤労挺身隊

に従事させた。このような朝鮮人女子勤労挺身隊の組織的動員の開始時期は成し、予め動員先として定められた軍需工場に動員して、長期間の肉体労働から一六歳の少女に、挺身隊への入隊を「志願」させ、出身地域別の隊に編一 日本は、軍需工場における労働力の枯渇に対処するため、朝鮮人の一一歳

る。 期は、一九四一年からであるが、一九四四年以降に多かった。』とされてい期は、一九四一年からであるが、一九四四年以降に多かった。』とされてい究』(甲第七号証) によれば、『 日帝末期朝鮮人女子勤労挺身隊に関する実態研必ずしも明らかでないが、『 日帝末期朝鮮人女子勤労挺身隊に関する実態研

極めて魅力的であった。
 極めて魅力的であった。
 一次のでは、徹底した皇民化教育によって日本に幻想を持っていた少女達にとって野は、徹底した皇民化教育によって日本に幻想を持っていた少女達にとって野した。当時の朝鮮の事情では上級学校進学は容易ではなく、このような勧予した。当時の朝鮮の事情では上級学校進学は容易ではなく、このような勧かに日本で女学校に行ける」「金を稼いで故郷に錦を飾れる」等と甘言をの下級官吏が「志願」の勧誘をした。勧誘にあたって教師や官吏違は「志願の下級官吏が「志願」の勧誘をした。勧誘にあたの表になり、「本の大会」といる。

て困難であった。対であり、少女達が教師の言葉を疑ったり、勧誘を断ったりすることは極め対であり、少女達が教師の言葉を疑ったり、勧誘を断ったりすることは極め、その上、当時の朝鮮は儒教的な師弟観念がきわめて強く、教師の権威は絶

スもある。 「お願」ではなく、令状様のものを見せられ、連行されたケー質的には欺罔による強制連行だったということができる。しかも、一部には質的には欺罔による強制連行だったということができる。しかも、一部にはみると、朝鮮人女子勤労挺身隊の動員は「志願」の形式をとっているが、実勉学できた例もなく、賃金も殆どが未払いになっている。このような実態を勉学できたりもなく、賃金も殆どが未払いになっている。このような実態を一、少女たちは右のような甘言を信じて志願したが、実際には進学はもちろん

五 「 女子勤労挺身隊」の法的根拠としては一九四四年八月二三日に公布され である。しかも右勅令は、国民職業能力申告令による国民登録者たる女子にこの勅令は朝鮮人女子勤労挺身隊の実際の動員開始に遅れて公布されたもの 挺身勤労の義務を負わせるものであったが、朝鮮では技術労働者以外の国民 た女子挺身勤労令(刺令第五一九号)があるが、前配の動員時期からみて、 いう過程において教師や官吏による欺罔と「志願」が行われたのである。 しに当たっては、雇用主等が隊組織に編成された労務者を引率渡航した。』(答 登録はなされていなかった。したがって、朝鮮人女子勤労挺身隊として動員 弁書)というものであったが、女子勤労挺身隊の動員はまさにこの「官斡旋」 決定して、労務者を選定取りまとめさせるというものであった。また、送出 旋申請書を提出し、総督府が、これを承認した場合は地域を決定して通牒し、 された少女たちのうち、法令上の義務によって動員された者は殆どいなかっ による強制連行そのものであり、右の「労務者を選定とりまとめさせる」と さらに、道が、職業紹介所及び府、郡、島を通じて、邑、面にまで割当てを 業主が府県知事に雇用願を提出して承認を得た後、総督府に朝鮮人労務者翰 対し、「 官斡旋」という名の強制連行が横行した。これは被告によれば、『 事 一九四二年二月から一九四四年八月まで、朝鮮では朝鮮人の男子労働者に

六 女子勤労挺身隊の日本への動員先、動員総数などの全体像は全く不明であを与えようとしたに過ぎないものであった。と規定されていることを利用して、「志願」の形式に同令によって法的根拠た。ただ、同令三条二項に該当者以外も志願により隊員となることができる

第六 挺身隊原告らの被害事実

1 不二越鋼材工業株式会社富山工場原告らが連行された軍需工場について

ともに軍需大臣及び海軍大臣の所管となった。の軍需会社の指定を受け、同日、不二越富山工場は他の不二越の工場との軍需会社の指定を受け、同日、不二越富山工場は他の不二越の工場と後、一九四四年一一月六日の同法施行により、第一次、第二次及び追加海軍省指定工場となり、軍需会社法公布(一九四三年一〇月三一日)十二月二一日設立され、一九三九年一月一七日の軍需工場動員法公布後、一二月二一日設立され、一九三九年一月二七日の軍需工場動員法公布後、一二月二一日設立され、一九三八年不二越」という。)は、一九二八年

(二) 不二越富山工場について

の女子勤労挺身隊であった。そして、沙里院の工場は稼働するに至らず労働者五七四名が沙里院に到着した。この中の四二〇名が朝鮮半島から浦に移設することとなった。これに伴い、同年七月上旬には、同工場の鮮への移設の命令を受け、工具工場を平壌に近い沙里院に、製鋼所を力同工場は、軍衞省と朝鮮総督府から、工具・工場及び製鋼所の一部の朝既に日本軍が制空権及び制海権を全く奪われていた一九四五年三月、

2 東京麻糸紡績株式会社沼津工場について敗戦となった。

東京麻糸紡績株式会社について 東京麻糸紡績株式会社は、一九一六年一二月に設立され、翌年四月に

駿東郡大岡下石田に帝国繊維渋谷工場を買収移設して東京麻糸紡績沼津 工場を建設し、同年一一月に操業を開始した。同工場は、一九四四年二

で募集し、一九四四年には女子勤労挺身隊を含めて約四〇〇名の朝鮮人 戦争中には三菱資本が導入されていた。大正末期から女子労働者を朝鮮 女子労働者がいた(「沼津市誌」一九六一年三月)。 月に軍需工場に指定された。 同会社は、一九九一年に帝人株式会社に吸収合併されて消滅したが、

東京麻糸紡績株式会社沼津工場について

三菱重工業名古屋航空機製作所道徳工場 挺身隊員らは富士紡績株式会社小山工場に移動し解放を迎えた。 同工場は一九四五年七月一七日の沼津大空襲で殆ど全焼した。女子勤労 使用する麻糸だったというが、陸軍の軍服廠であったとの記録もある。 を巻き取る作業に従事した。原告らの記憶によればこれは飛行機の翼に よれば約一〇〇名であったという。女子勤労挺身隊らは機械で麻の繊維 勤労挺身隊が動員された。その人数は定かではないが、原告らの記憶に動員された工場であり、同工場には一九四四年四月、慶尚南道から女子 東京麻糸紡績株式会社沼津工場は、 原告李 鄭

3 軍衞会社法により、一九九四年一月一八日、三菱重工業等一五〇社は

は、多数の死者が出た。 名古屋航空機製作所道徳工場(以下「三菱名航道徳工場」という。)で 九四四年一二月七日午後一時三六分、東南海地震発生、三菱重工業

した。 ド七・一、愛知県全体での死者は二三〇六人、負傷者は三八六六人に遠 一九四五年一月一三日午前八時三八分、三河地蹊発生、マグニチュー

三菱名航道徳工場について

はキ四六陸軍一〇〇式司令部偵察機の組立てを行っていた。 買い取り、飛行機工場に改装したのが三菱名航道徳工場であり、 らの航空機増産要求に応えるため、一九四三年に日清紡績名古屋工場を 三菱名古屋航空機製作所の工場は港区大江町のみであったが、三菱名航道徳工場は、原告梁錦徳が動員された工場である。 朝鮮総督府機関誌として朝鮮で発行されていた「 毎日新報」によれば 陸軍か 同工場

> 隊が動員され、その人員は約三〇〇名であると推定される。 同工場には一九四四年五月に忠清南道及び全羅南道出身の女子勤労挺身

身隊であると推察される。 動してきた忠清南道挺身隊、 祥進『朝鮮の青年・少女を挺身隊に』一九九〇年七月「地下工場と朝鮮 人強制連行」明石書店所収)。福野工場にいた少女達が道徳工場から移 場は全国に分散疎開した。敗戦当時、疎開工場のうち富山県福野工場に 隊員六名が死亡した。この地震及び同月一八日からの空襲により、 工場は一九四四年一二月七日の東南海地震により倒壊し、女子勤労挺身 一三七名、 同工場に動員された少女達は、主にペンキ塗り作業に従事したが、 同県大門工場に一三五名の朝鮮人女子勤労挺身隊がいた(洪 大門工場にいた少女達が同じく全羅南道挺 同工

右各工場での朝鮮人女子勤労挺身隊の労働の実態

4

朝鮮人女子勤労挺身隊の労働の実態

常の原因となった。少女達はこのような仕事を一日八~一二時間させは危険な仕事で負傷者が多く、ペンキ塗りは溶剤のため頭痛や臭覚異 を振るわれることもあった。生産量のノルマを課された例もあった。 ると監督から厳しく叱責され、民族差別的な言葉で罵倒されたり暴力 られ、不二越富山工場では夜間作業までさせられた。仕事の手を休め は機械で麻の繊維を巻きとる作業に従事させられた。旋盤は少女達に に旋盤、三菱名航道徳工場ではペンキ塗り、東京麻紡績糸沼津工場で、 女子勤労挺身隊として動員された少女達は、不二越富山工場では主 女子勤労挺身隊の少女達は、工場に付属する寄宿舎で生活した。 寄 1 2

たちは飢えを免れるため水を飲んだり、夜中に食堂に潜入して盗み食 めて粗末であった。しかも、病気で仕事を休んだ場合には昼食が支給 情を考慮しても、肉体労働に従事する成長期の少女の食事としては極た例がある。食事は茶碗に軽く盛った飯と沢庵程度で、当時の食料事 外出した折に脊梅を食べて中毒を起こしたという。 ムを拾って食べたりした。三菱名航道徳工場に動員された少女たちは いをしたり、空き地に生える芹を摘んで食べたり、道に落ちているガ されないこともあり、粗末な食事が労務管理に利用されていた。少女 程度あったが許可証がなければ外出できず、親元との文通も制限され 式組織がつくられ、日常生活を徹底的に統制された。休日は月に二回宿舎では出身地、年齢別に「大隊」「中隊」「小隊」などと称する軍隊

海地震で倒壊し、女子勤労挺身隊員も六名が死亡した。えられている。名古屋の三菱名航道徳工場は一九四四年一二月の東南勛員された平壌出身の女子勤労挺身隊は原子爆弾で全員死亡したと伝機の空襲を受け、少女達は耐えがたい恐怖を味わった。長崎造船所に

東京麻糸紡緞沼津工場では賃金の話さえ聞いたことがないという。 名航道徳工場でも賃金の大部分を貯金させられ、返還されなかった。 も、賃金は貯金して帰国時に返すと言われ、そのままになった。 三菱どない。 不二越富山工場では小遣い 銭程度が支給されることはあって このような少女たちの過酷な労働に対し、賃金が支払われた例は殆

別、以上のように、朝鮮人女子勤労挺身隊の 地身の彼女たちは空襲下の軍需工場で労働に従事させられた。これは、 をより多くの少女たちが動員された一九四五年は戦争の末期に動員が開始されていた。しかし、その年齢の低さ、欺罔による動員、であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇であり、満州事変以来一五年に及ぶ侵略戦争のための兵力動員で枯渇が関連させた点で、世界の近代史においても特異な事件である。 本人児童は学童疎開により安全な地方に退避させたのであった。当時による動員、 は事させた点で、世界の近代史においても特異な事件である。 本人児童は学童疎開により安全な地方に退避させたのに反し、植民地 が力動員は行われていた。しかし、その年齢の低さ、欺罔による動員、 は事させた点で、世界の近代史においても特異な事件である。 本人児童は学童疎開により安全な地方に退避させたのに反し、植民地 は事させた点で、世界の近代史においても特異な事件である。 本人児童は学の大力のであった。特に原生のに反し、植民地 は事させた点で、世界の近代史においても特異な事件である。

同二○号証、同二一号証、同二二号証、同二三号証、同二四号証。一号証、同一二号証、同一三号証、同一六号証、同一七号証、同一八号証、同一号証、同原告率量調書、甲第七号証、同九号証、同一○号証、同一●期間书、同原告本量調書、第一五回原告梁錦徳調書、第一六回原告姜5以上、第一八回杉山卜ミ証人調書、第一四回原告柳書書調書、同原告朴

₩ 原告柳 は、一九二八年に馬山で出生し、父は早くに亡くなり、母

らしていた。 原告の兄が経営する果物・野菜等を売る雑貨屋の手伝いと家事をして暮と兄三人と暮らしていた。同原告は、国民学校の三年まで通った後、同

おり、同原告には大変きれいに見えた。日本の女学生が働いているところや、生け花をしているところが写って日本の女学生が働いているところや、生け花をしているところが写ってを訪れ、日本人が持ってきたという写真を同原告に見せた。その写真は() 同原告が満一六歳の一九四四年五月ころ、朝鮮人の区長が同原告の家

長の右勧誘に応じた。 長の右勧誘に応じた。 長の右勧誘に応じた。 とだったので、どこの工場でどんな仕事をするか判らなかったが、同区に関係は、習い事とか勉強ができお金ももうけることができるというこに関係は、習い事とか勉強ができお金ももうけることができる。」、「勉強もさせてくれるし、月給も高い。」、「生け花、ミシンも教えてくれる。」、「勉強もさせてこういうところで、仕事もいいし、金儲けもできる。」、「勉強もさせてこういうところで、仕事もいいし、金儲けもできる。」、「勉強もさせて

娘たちは全員その者に預けさせられた。 は、国山で同原告らの舎監になった者が迎えに来て、お金を持っていた。 なに富山で同原告らの舎監になった者が迎えに来て、お金を持っていた。 「仁川地区隊」「慶北地区隊」の組に分けられ、日本人に引率されて汽 馬山の府庁に集まった。その後、娘たちは、出身地別に「京幾道地区隊」 の一九四四年六月、同原告を含む一四歳から一六歳の約五○人の娘が、

が辿り着いた所は、富山の不二越の軍需工場だった。そして、同原告らは、下関から列車に乗って富山に着いた。同原告ら

いたか舎監に見せてから封をさせられた。もらえなかった。さらに、同原告らは、家に手紙を出す時には、何を書また、下関でお金を預けた娘たちは、一々理由を言わなければ返して

同原告は、あまりのひもじさに、病院からの帰りに芹やひましの葉を採でいる。腹が減ったというものは非国民だ。」と言われ我慢し続けた。ていた。しかし、同原告らは、「天皇陛下のために軍人さんたちは死んず一品で魚肉類は一度も出たことはなく、同原告らはいつも腹を空かせず 同原告らの食事は、少量の御飯と、朝はみそ汁、昼は沢庵、夜はおか

をしていた。 たので、食事のあまりの貧しさのために、いつも、非常にひもじい思いたので、食事のあまりの貧しさのために、いつも、非常にひもじい思いもらいお茶に入れて食べたり、家からすり胡麻に塩を入れたものを送ってってお茶に入れて食べたり、家からすり胡麻に塩を入れたものを送って

た。だけだった。このような生活の中で、同原告は、生理も止まってしまっだけだった。このような生活の中で、同原告は、生理も止まってしまった。同原告の唯一の楽しみは、一日の仕事が終わった後に風呂に入ること

とすこ。 お一〇日間入院し、足に穴を二カ所開けてホースで膿を取り出す手術を やして、同原告らの作業は一日中立ちっ放しで行うものであったので そして、同原告らの作業は一日中立ちっ放しで行うものであったので め夕方まで働かされ、夜業の時は夜八時から明け方まで働かされた。 で一週間交代制のもとで、昼業の時は朝は六時に起床し七時に仕事を始 で周原告らは、一週間毎日昼間働いて次の一週間は毎日夜働くという昼

の度に同原告らは防空壕に逃げ込んだ。らに、一週間に二回も三回も空襲警報が鳴って飛行機が飛んで来て、そらに、一週間に二回も三回も空襲警報が鳴って飛行機が飛んで来て、そ指を機械で切り二ないし三針縫い、現在も爪は変色し曲がっている。さまた、旋盤の仕事は辛く、手をよく機械で傷つけ、同原告は、右の親

- い 船酔いをした。 御飯と言っていたにもかかわらず、御飯を食べることができないほど酷仏 同原告は、沙里院への移動のさいに、日頃いつもおなかが空いて御飯
- ただけで教えてもらっておらず、ミシンも教えてもらっていない。また、同原告は、勉強は教えてもらっておらず、生け花も二回見学し説明していたが、同原告は、結局一銭も支払ってもらっていない。の 同原告の給料については、担当の舎監は、帰る時にまとめて支払うと
- 『『示ト』)女子子子 ない(以上、第一四回原告柳』→調書、甲第一〇号証)。 面倒をみてもらっているが、息子の仕事が順調とはいえず生活は楽ではの 同原告は、現在、息子夫婦とその子供達と一緒に暮し、息子に生活の

北道大邱市で、八人兄弟の五番目の子供として生まれた。家は、農業を→ 原告朴■■(創氏名新井■■)は、一九三一年一二月五日、韓国慶尚

2

営んでいた。

として 出征した。 同原告の上の兄は、名古屋の軍需工場に徴用され、二番目の兄は軍人

師から学校に呼ばれた。 満一三歳の時に、同国民学校での担任だった守屋という日本人男性の教〕 同原告は、大邱達城国民学校を一九四四年三月卒業したが、同年五月

屋の勧誘に応じることを決めた。 屋の勧誘に応じることを決めた。 屋の勧誘に応じることを決めた。 屋の勧誘に応じることを決めた。 屋の勧誘に応じることを決めた。 屋の勧誘に応じることを決めた。 屋の勧誘に応じることを決めた。 と対し、「日本国民であれば、すべてが皆奉仕をしなけりやならない である。どうせ行くなら早く行ったほうがずっと有利である。」、「も 立場である。どうせ行くなら早く行ったほうがずっと有利である。」、「も 立場である。どうせ行くなら早く行ったほうがずっと有利である。」、「も 立場である。どうせ行くなら早く行ったほうがずっと有利である。」、「も 立場である。どうせ行くなら早く行ったほうがずっと有利である。」、「も 立場である。どうせ行くと、守屋ともう一人の男性教師は、同原告

位集まっていた。

「位集まっていた。

「は、国民学校の四年生から同原告より二歳上までの娘たちが四五人で、日本への出発の日、同原告は、慶尚北道の道庁の広場に集まった。それで、の出発の日、同原告は、慶尚北道の道庁の広場に集まった。をしている時に、父の印鑑を盗むようにして持って行き、守屋へ届けた。をして反対した。それで、同原告は、守屋から判子を持ってくるよう固として反対した。それで、同原告は、守屋から判子を持ってくるよう固として反対した。それで、同原告は、守屋から判子を持ってくるようしまで、

山に着いた。同原告は、監禁されたようで不安な気持ちになった。くなり、娘たちは、大邱駅に連れて行かれ汽車に乗り、日が暮れる頃釜出発に先立って、道知事の話があり、その後、個人行動は一切できな

ことができなかった。 集められた。ところが、翌朝の朝食にはそれが出され、同原告は食べる集められた。ところが、翌朝の朝食にはそれが出され、同原告は食べるが家から持ってきた握り飯が腐っていたので捨てるために旅館の食堂に釜山で一泊して、翌朝、船に乗り下関に渡った。下関についた日、皆

て行かれ、不二越富山工場の宿舎に入った。 同原告は、下関で一泊し、汽車で下関を出発し、富山県石金町に連れ

入り口には軍人が警備していた。 工場と寄宿舎への行き来以外には外出することはできなかった。工場のなった。寄宿舎の周囲には鉄条網が張り巡らされていた。同原告らは、四 寄宿舎では部屋割りがあり、一〇畳位の部屋に一〇人で暮らすことに

同原告は、お金を多少持ってきていたが、寄宿舎に入った時に、舎

ことができず、外出して何かを買ったりすることはできなかった。舎監に預けていた。しかし、同原告は、舎監に預けたお金を自由に使うて、全部を預けた。また、叔父が面会に来たときにくれた小遣いもみなから、貯蓄をすればそれだけ得をするから貯蓄をしときなさいと言われ

同じことをしていた。
「原告の班の一〇名全員が、みんな食時は水だけを飲んで休んでいた。同原告の班の一〇名全員が、みんなだけでは満足できないので、朝のうちに、そのお昼の食パンを食べ、昼持っていき仕事場で食べることになった。ところが、同原告らは、朝食ことになっていたが、仕事を急がされるものだから、仕事場に食パンをことになっていたが、仕事を急がされるものだから、仕事場に食パンをことになっていたが、仕事を急がされるものだから、仕事場に食パンを

宅して食べ物を持ってくることができた。半分しか入っていなかった。しかも、日本人の女学生達は、土曜日に帰出かつも八分目の飯が入れられていたが、同原告ら韓国人のおひつには学生達も、同原告らと同じ食堂で食事をしていたが、日本人のおひつに同原告らは、いつもひもじい思いをしていた。日本人の勤労動員の女

たまらなくなり、泣いたことがあった。それを見てひもじくてその手紙の中にいろんなパンの絵が書いてあり、それを見てひもじくてきから慰問文のような手紙を一つの本のように綴ったものをもらったが、同原告は、国民学校四年生の時の担任の杉山トミ先生とクラスメート

った。もののにが、平壌から来た娘は、生えていた芹を食べて腸チフスになものもいたが、平壌から来た娘は、生えていた芹を食べて腸チフスになく娘たちの中には、ひもじくて鉄条網を乗り越えて食べ物を買いに行く

と、ブーツと風呂敷だけで、食べ物は無くなっていた。ック(餅)、長靴を送ったと返事が来た。しかし、郵便局に取りに行く「同原告は、ひもじくて、郷里の家に手紙を出したところ、干し柿とト

こ。 同原告は、不二越にいる間に、肉も魚も一度も口にしたことはなかっ

が、その間も仕事を休むことはできなかった。との目間ほど通院した残っている。同原告は、病院で指を縫った後も、二〇日間ほど通院した指を八針ほど縫う怪我を負った。その指には、現在もはっきりと傷痕がているうちに布と一緒に手が巻き込まれ、人指し指が切れて落ちかけ、の仕事が終わって機械を拭き上げる作業をしていた時、布を持って拭いの信事が終わって機械を拭き上げる作業をしていた時、布を持って拭いの信事が終わって機械を拭き上げる作業をしていた時、布を持って拭い

く、涙をふきながら仕事をした。くてたまらなく、郷里のこと、母のことを思い出し悲しくてしょうがなない。」と思いながらも、一三歳の子供としては当然であるが、手が痛ない。」と思いながらも、一三歳の子供としては当然であるが、手が痛った時には「私は日本の国民だ、全部がやるならば何かしなけりやいけその時、同原告は、相当に手が腫れて包帯をしていたが、仕事場に立その時、同原告は、相当に手が腫れて包帯をしていたが、仕事場に立

受けた。また、同原告は、地震にもあった。るようなうなりがして、朝鮮に帰れぬままここで死ぬんだという恐怖を枚を持って逃げ、その半分を下に敷いて半分をかぶって怯え、地響がすり、寺や神社に逃げたことがある。空襲は夜もあり、同原告は、布団ージ、同原告は、一週間に二、三回、工場がB二九の空襲を受けるようになど、同原告は、一週間に二、三回、工場がB二九の空襲を受けるようになど、同原告は、一週間に二、三回、工場がB二九の空襲を受けるようになり、

い、同原告が不二越に来てから、一年何ヶ月か経った頃、空襲がひどくない。同原告が不二越に来てから、一年何ヶ月か経った頃、空襲がひどくない。同原告が不二越に来てから、一年何ヶ月か経った頃、空襲がひどくない。同原告が不二越に来てから、一年何ヶ月か経った頃、空襲がひどくない。同原告が不二越に来てから、一年何ヶ月か経った頃、空襲がひどくない。

の娘だと分かり、泣きながら良く生きて帰ってきたと言った。「■■が今帰ってきました。」と言って、初めて、同原告の母は、自分同原告の母は、自分の娘とは気付かずこじきが来たと思った。同原告が同原告がやせ細ったあまりにみすぼらしい姿で家にたどり着いたので、

いた。ので、日本国民であり、命令だから、当然、連絡があれば戻るつもりでので、日本国民であり、命令だから、当然、連絡があれば戻るつもりで時、「連絡が行くから、その時は戻ってくるように。」と指示されていた 同原告は、そのようにして帰ってきたにもかかわらず、沙里院を出る

それから、一ケ月後に解放となった。

貯金させられたままである。
ゆ 同原告は、一円の給料ももらっていないし、家から持ってきたお金も

らず、生け花も先生が実演するのを一、二回見ただけで教えてもらってまた、同原告は、教科書一つ見たことはなく勉強は教えてもらってお

おらず、裁縫も教えてもらっていない。

同原告が、守屋先生から聞かされた話は、全て事実に反するものだっ

されている。 現在、同原告は息子と嫁と孫二人と暮らしているが、狭心症に悩ま

である。 すなわち、日本国政府の嘘、甘い 言葉によって騙されたことによるものも悲しい辛い思いをした。それは、同原告が、先生やいろんな人たち、 守って重労働をさせられて、自由もなく、いつもお腹を空かせて、とて 同原告は、幼い年に親と離れて、日本国民だと言われて命令を忠実に

甲第一一号証、同第二〇号証)。 ている(以上、第一八回杉山トミ証人調書、第一四回原告朴 今現在持っている、この悔しさを、日本政府は当然知ってほしいと思っまた、同原告が、不二越で味わった、悲しみ、辛さ、心の悩み、病気、 とに対して、どうしたらいいと思っているのか聞きたいと思っている。けていない。同原告は、日本人に対して、これらの自分達のしてきたこ それなのに、同原告は、一銭の補償も、労りの言葉も、心の補償も受

原告朴の被害事実

3

かった。

トイレ掃除をさせられるなどの罰を受けた。 と、鞭で手を打たれたり、足を叩かれたり、手を挙げて立たされたり、 鮮語は習わず、すべての授業が日本語でなされ、生徒は、朝鮮語を話す 同原告は、吉野国民学校に通っていたが、学校では一年生以後は、朝

のを暗唱することができる。 さなければいけないと洗脳され、現在でも、歴代天皇の名前とされるも 名前ととされるものを暗記させられ、同原告は、常に天皇に忠誠を尽く 教育勅語を教えられ、皇国臣民の誓詞を毎日唱えさせられ、歴代天皇の また、同学校では、朝鮮の歴史は教えられず、日本の歴史を教えられ

う。」、「 工場の設備や待遇も良いし、学校に行くこともできる。」、「 生け 校での担任だった三〇歳前後の女性教師の影山が、同原告に対し、「 日〕 同原告が、満一三歳の一九四三年秋か一九四四年春の頃、吉野国民学 花も習える。どうせみんな行くことになるのだから、一番先に行くのが 本に行ったらもっと勉強もできるし、生け花もできるから、行ったらど

> 真を見せて、 一番有利。」、「愛国することだ。」などと、女学生が工場で働いている写 甘言・虚言を弄して同原告の女子勤労挺身隊への加入を勧

した。 ったが日本は素晴らしいところだと思っていたので、影山の勧誘に承諾 喜んで 一番で行ってやろうと考え、日本のどこへ 行くのかも分からなか 天皇によくやることが愛国だと信じ国のためには行かなければと思い、 同原告は、影山の言葉を両親の言葉よりも信用していたので、また、

うに言われたので、父の判子を無断で持ち出し影山に渡した。影山の言うことだから間違いないと信じ、同人から判子を持ってくるよ 同原告は、日本で重労働をさせられるとは想像もしていなかった。 同原告の両親は、日本に何しに行くのか心配し反対したが、同原告は

されず、親は学校から家に帰って行った。付き添って同学校に集まり、晋州駅に行ったが、駅での親の見送りは許 吉野国民学校からは四人が日本に行くことになり、同原告らは、

た日本人に引率されて列車で釜山まで行った。 晋州駅には約五〇名の娘が集まり、同原告らは、不二越から派遣され

同原告らは、釜山から連絡船で下関に行き、下関で一泊して列車で富が合流した。娘たちの年齢は、一三歳から二三歳くらいだった。 釜山では、大邱から来た娘たち五○人と馬山から来た娘たち五○人と

山に着いた。

日曜日は休みだったが、工場の出口には憲兵が立っていて外に出るこじ頃に来たと思われる馬山や京畿道出身の女子勤労挺身隊と会った。『同原告らの寄宿舎は、一部屋一〇畳に一〇人が同居し、寄宿舎では同 とはできなかった。同原告は、怪我したときに病院に行った以外は外出 したことはなかった。

いた。同原告は、お腹が空いていたので、宿舎に生えている芹を食べてたことがあるが、食事の絶対量が不足し、同原告はいつも腹を空かして 下痢をしたことがある。 工場の食堂で、ご飯と沢庵に時々みそ汁がついた。夕食は蒸しパンが出 同原告らの食事は、朝食はお椀に半分の豆入りご飯とみそ汁、

男性や家庭から通っているような年上の女性たちがやっていた。 らが、不二越に着いた当時は、それらの仕事は女子勤労挺身隊ではなく **二、三ミリの金属棒を五ないし一〇センチの長さに切るターレットとい** 同原告らは、不二越で飛行機の部品を作る仕事に従事したが、同原告 同原告は体が弱く旋盤を操作することができず、箸のような細い直径

きつい仕事だった。 〇〇から八〇〇〇本と決められ、終わらないと残業をさせられ、大変に刃を梃子を使って人力でおろし、切断するもので、一日のノルマは六〇 う機械を担当させられた。この作業は、回転する金属棒をバイドという

中に居眠りをしていて、係長に「ばかやろう。」と怒鳴られたこともあ「原告は、朝六時に起床し、八時に始業、夜まで働かされ、夜間作業

同原告は、金風棒の熱い切り屑が指に刺さり、そこが化膿して二回手

名は分からなかった。 音でもびっくりして起きるようになり不眠症となり、病院に行ったが病 同原告は、重労働、家から離れた寂しさ、空襲の恐怖のために少しの物 は防空訓練をして、毎晩、空襲で防空壕に逃げ込むようになった。また、 術をした。同原告の同僚で同じ怪我をした者は大勢いた。 **同原告が不二越で働きは始めてしばらくして、空襲がひどくなり、昼**

のだった。 に力が抜けて何も分からなくなってずっと寝てしまう安定剤のようなも 同原告は、寮の中の患者が寝る部屋で、一ケ月間寝たきりとなり、そ 毎日朝一錠夜一錠クスリを飲んでいた。そのクスリは飲んだ途端

先、工場が朝鮮の沙里院に疎開することになった。 にかして起きなければと無理を承知で起きて仕事をした。そのような矢 やって来て、使命感に燃えていたので、本当は家に帰って母の懐に飛び 帰そうという話がでた。同原告は、影山先生から国家のためと言われて 込みたかったのであるが、自分だけ悠々と帰るわけにはいかない、どう それで、不二越の工場の者から、これでは同原告は働けないから家に

かり、 けるために迂回しながら海を渡ったので、同原告は、ひどい船酔いにか連れて行かれ待機することになったが、その時、船は潜水艦の攻撃を避 同原告らは、一九四五年五月ころ、富山から清津に渡り、沙里院まで 地獄のような船旅となった。

二日程泊まって、一時帰省することとなり、同年七月頃、切符をもらっ て晋州に帰り、そこで解放を迎えた。 結局、沙里院では、機械などが到着しないまま、同原告らは、講堂で

と母と会いたかったこと、それから空襲が恐ろしかったことである。 家から持ってきたお金を預けさせられ、用途を申告して使っていたが、 同原告が、富山の生活で何より一番辛かったことは、腹が減ったこと 同原告の給料は不二越が貯金して最後に通帳を貰う約束になっていた 貰っていない。また、同原告は、不二越から一円も貰うどころか、

残りは 返還してもらってい ない

同工場での生活は、同原告が影山から聞かされた話とは、 完全に違っ

時に死亡し、現在、息子の一家と暮らしている。 同原告は、解放後に結婚して子供を生んだが、夫は同原告が四二歳の

となっていた。 たことを周囲の人間に話すことができなかったことも、ずっと心の重荷 である。そのように、同原告は、女子勤労挺身隊として愛国の為に働い てきたのであるが、慰安婦のような感じで見られたくないと思ったから になると言われており、同原告は、不二越に行って一生懸命働いて戻つ 一切秘密にしてきた。その理由は、当時、日本に渡ったらみんな慰安婦 同原告は、女子勤労挺身隊として日本に渡ったことを、周囲の人間に

同原告は、年端も行かない子供を騙して日本に連れて行って、賃金も衰弱が直らず、不眠症に悩まされている。 同原告は、現在でも、不二越での空襲の恐怖と重労働のせいで、 神経

、 原告李重は、一九三一年四月二一日、三番目の子供として出生し、原告李重の被害事実 であると思っている(以上、第一四回原告朴重調書、甲第一二号証)。 支払わず重労働をさせた日本政府は、同原告らに補償し、謝罪をすべき

) 同原告が満一三歳になったばかりの、釜山の有楽国民学校の六年生の日帝時代の創氏名を岩本栄子といった。 同原告を含む生徒らの女子勤労挺身隊への加入を勧誘した。 ら一番に行った方がよい。」「二年の満期だ。」等と甘言・虚言を弄して、 れからは、韓国の女はみんな行くことになるのだから、どうせ行くのな飛行機を作る工場に行けば、給料を沢山やるし、勉強もさせてやる。こ 同学校のカイノ校長と担任の岡・は、「勤労挺身隊として日本の

の話を疑わずに信じ、女子勤労挺身隊へ入隊することを決心した。 当時、同原告は、日帝時代で先生の言葉は神の言葉と信じ切っていた 行き先等の詳しい説明は無かったが、カイノ校長と担任の圖

そのことを両親に話した。 有楽国民学校からは、五人の生徒が女子勤労挺身隊へ入隊した。同原 両親に話せば絶対反対されると思い、行くことが決まってから、

下関へ渡った。下関から、同原告らは汽車に乗って、静岡県沼津市大岡まっていた。同原告は、その旅館に一泊した次の日に、連絡船に乗って に集まった。その旅館には、一四歳から二〇歳くらいの娘たちが大勢集 一九四四年四月中旬頃、 同原告らは、担任の岡・一に引率されて旅館

『見ずっは、上野コの子習書で、さいことにて)なたなどなってなら、お、許可が下りないとできなかった。 十畳くらいの広い部屋で一二人位が一緒に居た。寄宿舎からの外出は朝食を取り掃除をしてから工場に出勤した。同原告の寄宿舎の部屋は、『月原告らは、工場の敷地内にある寄宿舎で生活し、朝五時に起床し、『月原告らは、工場の敷地内にある寄宿舎で生活し、朝五時に起床し、『月原告らは、工場の敷地内にある寄宿舎で生活し、朝五時に起床し、『月』

ていた。 同原告らは、仕事中や寄宿舎で、辛いときに次の数え歌を歌って泣い 同原告らは、仕事中や寄宿舎で、辛いときに次の数え歌を歌って泣い

四つとや、 九つとや、ここで私が死んだなら、さぞや二親嘆くでしょう。 八つとや、 六つとや、 五つとや、 三つとや、 こつとや、 十とや、とうとう二年の満期が来、明日はうれしい汽車の窓。 七つとや、 一つとや、 向こうに見えるは沼津駅、乗って行きたい我が故郷。いつも見回り言うとおり、心棒遅れず綿を取れ。夜は三時半に起こされて、(以下不明)。 二親別れて来たからは、二年の満期を勤めましょう。 山中育ちの私でも、会社の芋飯食い飽きた。 長い間の散る涙、流しているのも国のため。 皆さん私の事情を見て、哀れな女工さんと見ておくれ。 人も知らない静岡の、麻糸会社は籠の鳥

司原告は、韓国の両親の下こ居る時は食事こ困ってお復を空かした。何時もお腹を空かしていた。 田原告らの食事は、主にサツマ芋で、いつも量が少なく、同原告らは、

出して泣いていた。とがなかったのに、いつも、夜になるとお腹が空き、家族のことを思いとがなかったのに、いつも、夜になるとお腹が空き、家族のことを思い同原告は、韓国の両親の下に居る時は食事に困ってお腹を空かしたこ

や、東京麻糸紡績沼津工場の始業時間は、午前六時か七時、就業時間は午、東京麻糸紡績沼津工場の始業時間は、午前六時か七時、就定機の翼の麻布等を製造する軍需工場で、同原告は、綿後六時か七時で、同原告らは一二時間働かされた。

やがて、空襲がひどくなり、一九四五年七月一七日、同工場や寄宿舎原告らは防空壊に逃げ込み、爆弾で怪我人が出たこともあった。また、同工場への空襲が数日に一回はあり、空襲警報がなる度に、同経験だったので、非常に恐ろしかった。

に爆弾が落ち、寄宿舎も燃えてしまった。その時、同原告らは、爆弾の

田んぼの水に浸かって、

あるいは岩場に隠れ

一晩中、

つも頭痛がするようになった。たりして避難した。同原告は、この時の空襲の爆弾の音や恐怖から、いたりして避難した。同原告は、この時の空襲の爆弾の音や恐怖から、い

母さん。」と言って家に入った。の「保郷し、途中で鼻緒が切れてしまった下駄を左手にぶら下げ、「おって帰郷し、途中で鼻緒が切れてしまった下駄を左手にぶら下げ、「おったので、同原告らは、駿東郡小山の富士紡績小山工場へ移された。「右空襲によって、東京麻糸紡績沼津工場の建物の殆どが消失してしまり」右空襲によって、東京麻糸紡績沼津工場の建物の殆どが消失してしまり。

勉強もさせてもらっていない。と言っていたが、同原告は、一銭も贳っていたが、同原告は、一銭も贳っていない。もちろん、同原告は、」同原告の給料は、同工場の工場長が、「 貯金しておいて帰る時に渡す。」

同原告は、現在、夫と息子の三人で暮らしているが、今も、頭カイノ校長と担任の岡・田の話は、全く事実と異なっていた。

一六回原告李■■闘掛、甲第一六号証、同一八号証)。まされ、全身のあちこちに痛みを感じ、病院へ通院している(以上、第

○ 原告姜素は、一九三〇年一二月一二日出生し、日帝時代の創氏名を5 原告姜素の被害事実

河本ハナ子といった。

勤労挺身隊への加入を勧誘した。 「これからみんな順番で行くようになる。」等との甘言・虚言を弄して、同原告の女子ほうが、給料も多いし、勉強もゆっくりできる。」、「給料も良いし、立「これからみんな順番で行くようになる。どうせ行くなら、先に行った任の斉藤■■■が、同原告に対し、日本の工場に働きに行くようにと、() 同原告が、釜山有楽国民学校六年生だった満一三歳の時、日本人の担 →

とを両親に告げたところ、両親から大変叱られた。いることを斉藤■■■に承諾し、日本に行くことが決まった後にそのこいることを斉藤■■■に承諾し、日本に行くことが決まった後にそのことを信じ、日本へ行くことを決心した。同原告は、女子勤労挺身隊に入いたので、日本のどこに行くのか知らなかったが、斉藤■■■の言うこいたので、日本のどこに行くのか知らなかったが、斉藤■■■の言うこいを両親に対し、同原告は、当時、先生のことを神様のように思ってこの勧誘に対し、同原告は、当時、先生のことを神様のように思って

事等に関し、原告李重量と同様の処遇を受けた。(四)同原告は、東京麻糸紡績沼津工場において、寄宿舎での生活および食(四)同原告は、原告李重量と同様にして東京麻糸紡績沼津工場に着いた。

同原告は、仕事中に、何度も地震や空襲に襲われ、生まれて初めての日中立ちつ放しで、大変苦しくて辛い毎日だった。

非常に恐ろしかった。

出許可を貰って数時間外出して帰ってみると、不断は締まっている鉄の 空襲によって、東京麻糸紡績沼津工場の建物の殆どが焼失してしまっ その後解放になり、仕事をしなくて良くなり、同原告は、ある日、外 同原告らは、駿東郡小山の富士紡績小山工場へ移された。

の家に連れて行かれた。 歳から六○歳くらいの朝鮮人の男性に出会い、その男性が同情して同人 に飛び出し、泣きながら当てもなくみんなを探して歩いている時、五〇 誰も居ない 工場に一人で居るのが怖くなり、泣きながら外

門が開いていて、寄宿舎には誰も居なくなっていた。

へ 行き、下関から船で釜山へ戻り、波止場に父が迎えに来てくれた。同それから、一か月位後、同原告は、その男性の家族と共に汽車で下関 グル巻いて血を止めただけの手当てしかできなかった。 原告は、釜山へ帰る船の中で怪我をしたが、何の治療もできず布をグル

を無くしていた。 ないので、死んだのではないかと思って大変心配して泣き暮らし、 らいので、死んだのではないかと思って大変心配して泣き暮らし、元気同原告の父母は、それまで、皆が帰ってくるのに同原告だけ戻って来

勉強もさせてもらっていない。 同原告は、給料は沢山贳えるどころか一円も貰っておらず、 もちろん

士紡績小山工場では、幼い身を遺棄された。 担任の斉藤 | の話は、全く事実に反していたし、駿東郡小山の富

原告鄭 って仕方がない思いである(以上、第一六回原告姜和和調書、 同原告は、現在でも、女子勤労挺身隊での辛い日々のことに、腹が立 |調書、甲第一六号証、同一七号証、同一八号証)。 ■の被害事実 同原告李

生で、同差 原告鄭 は、原告李 とはクラスも同じだった。 および同姜 と釜山有楽国民学校の同級

子勤労挺身隊への加入を勧誘した。 立派な寄宿舎生活ができる。」 等との甘言・虚言を弄して、 同原告の女 がほうが、給料も多いし、勉強もゆっくりできる。」、「給料も良いし、 「これからみんな順番で行くようになる。どうせ行くなら、先に行った 任の斉藤 同原告が、釜山有楽国民学校六年生だった満一三歳の時、 一が、同原告に対し、日本の工場に働きに行くようにと、 日本人の相

二年という話以外は日本のどこへ 行くのかさえ知らなかったが、斉藤 この勧誘に対し、同原告は、当時、先生といえば神様と同じで、満期 |の言うことを信じ、父母は泣いて反対したが、女子勤労挺身隊に入

> いることを斉藤 承諾した。

東京麻糸紡績沼津工場において、寄宿舎での生活および食 と同様の処遇を受けた。

(Æ) 心棒に巻き付ける作業だった。 同原告の右工場における仕事は、綿状になった麻の繊維を電気で回る

一日中立ちつ放しで、大変苦しくて辛い毎日だった。それでも、 同原告も、 右工場では、一日一二時間働かされ、いつも腹を空かして 同原告

は、ひもじさと母恋しさに泣きながら、忠誠を尽くした。 経験だったので、極度の恐怖を経験した。 同原告も、仕事中に、何度も地震や空襲に襲われ、生まれて初めての

空襲によって、東京麻糸紡績沼津工場の建物の殆どが焼失してしまっ

? 同原告も、給料は沢山貰えるどころか一円も貰っておらず、もちろんたので、同原告らは、駿東郡小山の富士紡績小山工場? 移された。 勉強もさせてもらっていない。

きない(以上、第一六回原告姜季調書、同原告李季調書、甲第一六おいて、賃金も支払わず、朝鮮人として捨てたのか、どうしても理解で 同原告達まで動員した上、 同原告は、現在、何故、日本という国が、一四歳へ担任の斉藤 の話は、全く事実ではなかった。 同一七号証、同一八号証)。 天皇に忠義を誓わせ愛国者として奉りたてて 日本という国が、一四歳(満一三歳)の幼い

7 原告梁錦徳の被害事実

の子供として出生し、父は小作農であったが、小作料を六割も取られ、 一家は貧しい生活を営んでいた。 原告梁錦徳は、一九二九年一一月三〇日、朝鮮の羅州中央洞で五

らいの金持ってこられるぞ。」等と言った。これを聞いて、 けば、女学校にも行けるし、お金ももうけるし、好きないい 着物も着せて帰れるようになる。行きたい者は手を上げろ。」、「 憲兵隊について行稼げるし女学校にも入れる。帰ってくるときは、家一軒買える金を持っ ていた。)と日本人の正木校長が、同国民学校の同原告の教室に入って る。食べるものは上等なものを食べて、帰るときには家が一軒買えるぐ きて、「 体格が良く頭が良い子が、 日本に行って働けば、 金もたくさん 九四三年五月ころ、日本刀を下げた憲兵二人(一人はコンドウと呼ばれ 同原告が、満一二歳で羅州公立国民学校の六年生になったばかりの一 全員が手を挙げた。 同原告のク

校に入れてやる。」、というので、喜んで手を上げた。 同原告も、家が貧しくて女学校に行けないと思っていたのに、「 女学

たが九名が選ばれ、その中に、同原告も入っていた。し合って、頭が良くて頑丈な人を選ぶということで、一応一〇名と言っ下ろせ。」と言って、その後、正木校長らと担任の先生がいろいろと話で員が手を挙げたら、女性のマスモトという担任の先生が「全部手を

たので、同原告は、家に帰って両親に告げると、両親は火が付いようにし、担任のマスモトは、「 両親にちゃんと言ってくれ。」ということだっ正木校長は、「 行く人は父親の印鑑を押さなければならない。」と説明

びっくりし激怒して反対し、兄弟も反対した。

目を盗んで印鑑を持ってきた。い。女子勤労挺身隊に入隊した他の同級生も、同原告と同じように親のい。女子勤労挺身隊に入隊した他の同級生も、同原告と同じように親のていったので、同原告は、どのような書類に印鑑が押されたのか知らなて、担任のマスモトに届けた。担任のマスモトは、印鑑を校長室に持ってれで、同原告は、両親が就寝中に、棚の上にあった印鑑を盗み出し

て行かなかったら、全部警察に捕まる。」などと脅した。ければ、警察がお前たちの父親を捕まえて閉じ込める。」、「 印鑑を押し正木校長や憲兵は、 同原告に、「 このような指名を受けたのに行かな

と言って反対し、父も母も出発の日まで反対し続けた。したが、父は「自分はもう歳だから警察につれていかれても構わない。」したが、父は「自分はもう歳だから警察につれていかれても構わない。対に捕まる、今更判子を押した以上どうにもできない等と説得しようと対に捕まる、今更判子を押した以上どうにもできない等と説得しようと対に捕まる、両親は驚き、とんでもない、絶対に行ってはいけないと、けたところ、両親は驚き、とんでもない、絶対に行ってはいけないと、同原告は、出発の五日前に、両親に印鑑を盗んで押したことを打ち明

っていた。 になって喜び、自分が日本に行けば父も捕まることなく済むだろうと思になって喜び、自分が日本に行けば父も捕まることなく済むだろうと思同原告は、父は反対しているが、女学校に行けるということで有頂天

に乗っていた。 駅から、列車に乗ると、列車には、木浦から来た少女たちと憲兵がすで駅から、列車に乗ると、列車には、木浦から列車に乗った。同原告が、羅州朝鮮人の先生に引率されて、羅州駅から列車に乗った。同原告は、羅州たち二三名と共に、コンドウという憲兵と本名が孫、創氏名松山という「一出発の日、父母は羅州駅に見送りに来て泣いていた。同原告は、先輩「一世発の日、父母は羅州駅に見送りに来て泣いていた。同原告は、先輩

歳から一七歳くらいの少女逹が集まっていた。が、その時、木浦、光州、順川及び羅州から合わせて約一四〇名の一三同原告らは、飋水で汽車を降りて、飋水郡庁で軍楽隊の歓迎を受けた

麗水から憲兵の引率で、 同原告らは、 船に乗って下関に渡り、 下関か

ら汽車に乗って名古屋に到着した。

知った。 こで説明を受け、初めて日本の名古屋の三菱の工場にやって来たことをこで説明を受け、初めて日本の名古屋の三菱の工場にやって来たことを1 同原告らは、名古屋の三菱名航道徳工場の寄宿舎(寮)に到着し、そ

平という寮長と、二五歳位の男の職員がいた。 同原告が入った寄宿舎には、五〇歳位の寮母と、さらに年上の山添三

軍隊式に、出身地別と年齢別に中隊、小隊、分隊とに分けられた。れた。年上の少女は、寝台で眠り、幼い少女は畳の上で眠った。また、同原告らの寄宿舎は一部屋が六畳で、出身地ごとに七、八名が入れら

が怖いので、協見もせずに前だけ見て行進した。して工場に出勤し、工場から帰るときも同じだった。同原告らは、班長らは四列に整列して「挺身隊の歌」「予科連」や軍歌を歌いながら行進朝、工場から日本人の班長が寄宿舎に同原告らを迎えに来て、同原告

工場から帰りに、日本の低学年の小学生が「朝鮮人のルンペン。」「朝が怖いので、脇見もせずに前だけ見て行進した。

たまに外出しただけで、一人で外出したことはなかった。 ので、怖くて外出できず、同原告は洗濯ばかりをしていたので、団体で通称エノケンと言われていた男の職員が「どこに行くか」と言って叩くどこかも良く分からず、また、寄宿舎の周りにでも外出しようとすると、どこかも良く分からず、また、寄宿舎の周りにでも外出しようとすると、い学生に手を出したところ、監督から酷い目に遭ったことがある。 解人のばか。」などと行ってひやかすので、同原告は走って行ってその

った。 タ食は、いつも一品だけのおかずで、みそ汁が一週間に一度付くだけだ夕食は、いつも一品だけのおかずで、みそ汁が一週間に一度付くだけだった。二個で、昼食は工場の食堂で取り福神潰かタクアンが付いただけだった。 同原告らの食事は、朝食はまずい麦を混ぜた少ない量のご飯に梅干し

出ていたが、その後一月に一回くらいしか出なくなった。 同原告らは、一度も肉を食べたことはなく、魚も最初は一週間に一度

ので人に話すこともでぎす、苦痛を我慢した。起こした。しかし、同原告は、お金もなく薬もなく、また、盗み食いな起こした。しかし、同原告は、お金もなく薬もなく、また、盗み食いなに付き、塩辛いタクアンを食べ、ひっきりなしに水を飲んだので下痢をりにお腹が空くので、そっと食堂に行き食べ物を探したらタクアンが目同原告らは、いつもお腹を空かせていたが、ある日、同原告は、あま

かずがバケツに捨てられているのが目に入った。それで、同原告が、ごある日、同原告が、並んで待っていると、左側の脇に、残飯のご飯とお番になっており、同原告らは列をつくって並んで待っているのであるが、また、工場で食事をするときには、日本人の男性、日本人の女性の順

日の夕食の時もご飯を見るとまた涙が出てきて止まらなかった。戻り、家に居ればこんな事はないのにと、寂しくて涙が止まらず、その戻り、で居ればこんな事はないのにと、寂しくて涙が止まらず、その手を踏まれ、「この朝鮮人のルンペン。」などと怒鳴られ、やっと手をのようと思い手をバケツに入れたとたん、日本人の女学生から靴でカー杯飯のパケツにまだきれいなご飯が沢山入っていたので、手で拾って食べ

れて行かれ、そこで三菱工場の者より、「ここは三菱の工場だ。お前たい、同原告らは、最初、寄宿舎から徒歩で二〇分位の静堂のような所に連同原告の口の中にも土が入り、寄宿舎に帰ってからうがいをした。トに入れ、道を歩きながら食べた。スイカの皮には土が付いていたので、上の皮が落ちていたので、監督の目を盗んでパット二つ三つをポケッイカの皮が落ちていたので、監督の目を盗んでパット二つ三つをポケッイカの皮が落ちていたので、監督の目を盗んでパット二つ三つをポケッイカの皮が落ちていたので、監督の目を盗んでパット二つ三つをポケッ

学校にいけるんだと思い熱心に話を聞いた。 一同原告は、諦堂のような所であったので、ここでこのまま勉強して女を沢山やるから安心して一生懸命働け。」と言われた。 ちが、ここで一生懸命働けば日本は戦争に勝つ。戦争が終われば、お金

変な重労働だった。
でな重労働だった。
でな重労働だった。
ので、大両手で持ってスイッチを押さえながら一日中立ったまま行うもので、大両手で持ってスイッチを押さえながら一日中立ったまま行うもので、大適る作業に従事させられた。ペンキを塗る作業は、プロペラなどにペンキを整理する作業に従事した。その後、同原告は、プロペラなどにペンキを修が終わった後、同原告は、アルコールで部品をきれいに磨き上げたり、修が終わった後、同原告は、アルコールで部品をきれいに磨き上げたり、研制の部品についての説明や、やすりの擦り方などの研修を受けた。研行機の部品についての説明や、やすりの擦り方などの研修を受けた。研育原告らは、それから二週間、毎日その諦堂のような所に通って、飛

った。それが原因で、同原告の視力は、現在半減している。 で流気で、同原告の視力は、現在半減している。 いて飛沫が跳び、アルコールが目に入りひどい痛みを覚えたが、班長か同原告は、アルコールで部品を洗う作業の時に、部品をドボンと入れたを挟んで「神風」と書かれた鉢巻きをいつも額に巻いて仕事に従事した。 時まで、それ以外の季節には午後六時まで、真ん中に日の丸で、日の丸時まで、それ以外の季節には午後六時まで、真ん中に日の丸で、日の丸 同原告らは、朝六時に起床した後、八時から仕事を初め、冬は午後五

と。 でのからこれだけ悪くなったのかと言われ、手術を受け 刺激臭で臭覚を害され、最近、病院で診察を受けたところ、医師から、 東部破れて出血し、とても苦しい思いをした。同原告は、このペンキの 全部破れて出血し、とても苦しい思いをした。同原告は、このペンキの 鼻を錐で刺されているかのようで、手袋もなく作業するので、手の皮が 鼻を錐で刺されているかのようで、手袋もなく作業するので、手の皮が なが、一切がとてもひどく、まるで

> g叩かれたことも敚可あった。 ごらに、同原告は、監督の男性から、ペンキの塗り方が悪いと言って

掘り出し救出された。掘って「助けてください。」と叫んだので、男達がやって来て同原告を掘って「助けてください。」と叫んだので、男達がやって来て同原告を傷だらけで血まみれになっていたが、小さな穴があったのでそこを手で同原告は、生き埋めになってしばらくして、外で人の声がしたので、

隊員が死亡した。
ぐ側で死亡し、木浦と光州出身の少女も死亡し、計六名の女子勤労挺身ぐ側で死亡し、木浦と光州出身の少女も死亡し、計六名の女子勤労挺身。この地震で、同原告と一緒に来た羅州出身の二人の少女が同原告のす

指示で、米兵の死体を踏み付けたり、唾を吐きかけたりしたことがあっさらに、同原告らは、米軍の飛行機が墜落したとき、工場の監督らの

の 同原告は、つらい生活の中でも、正木校長の言葉通りに学校に入れる

った。 校には入れてもらえなかった。また、同原告は、給料は一円も貰えなかねても、監督は「うん、来月からだな。」と答えるばかりで、結局、学という希望を持ち、監督に「何時から女学校に入れるのですか。」と尋 当時、一八歳くらいで結婚するのが普通であったが、同原告は、結婚

れ、二一歳になって、相手に女子勤労挺身隊に行っていたことを隠しての話があっても、女子勤労挺身隊に行っていたことがわかるとみな断ら 同原告は、現在、 夜になると、地震の後遺症と思われる針で刺すよう

徳調書、甲第九号証、同一三号証、同二二号証)。 襲い、薬無しではいられない健康状態にある(以上、第一五回原告梁錦 な痛みに頭が襲われ、また、雨が降る前には全身を針で突き刺す痛みが

道義的国家たるべき義務に基づく實任 原告らの請求の根拠

賠償を内容とする「道義的国家たるべき義務」を課している。 日本国憲法は以下のように、被告に対し、戦争被害者らに対する謝罪と

日本国憲法の根本規範としてのポツダム宣言・カイロ 宣言 一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌年一一月三 現行日本国憲法が公布された。

という諸理念をかかげ、「日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和 根底から動揺させるものであった(清宮四郎「憲法I」五一頁)。 の受諾は明治憲法における天皇主権の原理及びその下に立つ統治機構を 的傾向を有し且つ責任ある政府」の樹立を目標とするものであって、そ する障礙の除去」「言論、宗教及思想の自由並びに基本的人権の尊重」 ポツダム 宣言は「 軍国主義の駆逐」「 民主主義的傾向の復活強化に対

□ ところで、憲法は憲法の上にある根本規範に規律され、その授権によ り大日本帝国憲法の依って立つ天皇主権を中心とする根本規範が崩壊し り制定されるものであると解されているが、清宮前掲書三〇頁以下、佐 という形式で制定されたが、国民主権に立脚する憲法への改正は、 藤功「日本国憲法概説全訂第三版」二〇頁)、ポツダム宣言の受諾によ たが故に、日本国憲法の制定が不可避となったのである。すなわち、 には日本国憲法は大日本帝国憲法の改正ではなく、 ポツダム 宣言によっ 主権に立脚する大日本帝国憲法の予想しなかったところであり、実質的 本国憲法は形式的には大日本帝国憲法七三条により、同憲法を改正する

> り、ただ当時の政治的な事情から、大日本帝国憲法七三条を便宜借用し、 て成立した新たな根本規範の授権を受けて国民が制定した民定憲法であ 日本憲法との間の形式的継続性を持たせたものである(清宮前掲書五〇

は日本国憲法の根本規範をなすものである。 宣言に求められるのである。かかる意味で、ポツダム 宣言・カイロ 宣言 ツダム 宣言が「カイロ 宣言の条項は遵守されるべく」と規定するカイロ 根本規範の意味を探る必要があり、その手掛かりはポツダム宣言及びポ したがって、日本国憲法の解釈にあたっては、常にその授権規範たる

右のカイロ宣言には次のような文言がある。

「 三大同盟国は日本国の侵略を制止し聞するため今次の戦争を行ってい

ての地域を中華民国に返還することにある。」 と、ならびに満州・台湾および膨湖島のような清国人から盗取したすべ 奪し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪するこ 「 同盟国の目的は一九一四年の第一次世界戦争の開始以後に日本国が剥

の地域から駆逐される。」 「 日本国は、また、暴力および強欲により日本国が略取した他のすべて

「 前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由

明治以来の日本の領土拡張を侵略として否定的に評価し、少なくとも領いるものではない。」(準備書面台九頁)というが、右の文言は明らかに侵略戦争、植民地支配を不法なものと認め、その結果の回復を要求して 〉 被告は「カイロ 宣言は……原告らの主張するように明治以来の日本の独立のものにする決意を有する。」 土の関係に於いてはその結果の回復を要求するものである。

化) 右のように、日本国憲法が依って立つ新たな根本規範とは、ポツダム 味を表すものである。 年にわたる自由獲得の努力の成果」と特に強調しているのは、かかる意 家原理に違背していたという歴史認識である。 憲法九七条が「人類の多 宣言の受諾によって日本が受け入れた前述の諸理念と、その背後にある 近代国家原理、明治以来の日本国家の侵略・ 植民地支配がかかる近代国

3 道義的国家たるべき義務」

とのないやうにすることを決意」と規定している。これは前記のような 根本規範からみると、単なる人道主義的戦争否定ではなく、過去の侵略 戦争、植民地支配にたいする反省の表明であると解すべきである。 日本国憲法前文は、「 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きるこ

○ 日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現にとを日本国民の義務としたと解されるのである。
 ○ 日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を急願」し、それを実現の公司として戦争放棄(第九条)を規定したが、前文が「われらは、する方法として戦争放棄(第九条)を規定したが、前文が「われらは、する方法として戦争放棄(第九条)を規定したが、前文が「われらは、「日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現に、日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現に、日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現に、日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現に、日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを実現に、日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」と、それを実現といる。

法前文及び第九条が当然に義務づけている。(甲一九号証) 対して補償を行うことは「全世界の国民」に平和的生存権を保障した憲みずからの手による平和的生存権への侵害について謝罪し、その損害にみずからの手による平和的生存権への侵害について謝罪し、その損害に生存する権利」を奪った。これらの人権侵害によってもたらされた肉体生存する権利」を奪った。これらの人権侵害によってもたらされた肉体() 日本は植民地支配と侵略戦争によってアジアの人々の「平和のうちに

いることからも導かれる。を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」して維持すると宣言してめ、これは、第九条によって戦力の不保持を規定した憲法が、自国の安全

たるべき義務」を負わせているのである。 は類なります。 諸国民の公正と信義に信頼されなければならないことを意味している。 侵略戦争と植い支配を行ってきた日本が、それを反省し、平和を愛する諸国民から公地支配を行ってきた日本が、それを反省し、平和を愛する諸国民から公正と信義を信頼されなければならないことを意味している。 侵略戦争、植民信義が信頼されなければならないことを意味している。 侵略戦争、植民信義が信頼されなければならないことを意味している。 侵略戦争、植民信頼はありえず、それは同時に平和を愛する諸国民から日本国の公正と信頼はありえず、それは同時に平和を愛する諸国民から日本国の公正と信頼がありえず、 諸国民の公正と信義に信頼」するといっても、一方的なたるべき義務」を負わせているのである。

用について、次のように判示している。
田 最高裁判所も、在留資格をもたない韓国人被爆者への原爆医療法の適

れば、国家的道義のうえからも首肯されるところである。」(最判一九七れば、国家的道義のうえからも首肯されるところである。」(最判一九七郎にかかわりなく日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すが被爆当時は日本国籍を有し、戦後、平和条約の発効によって自己の意にあることは、これを否定することができない。…(国内に)現在す底にあることは、これを否定することができない。…(国内に)現在す底にあることは、これを否定することができない。…(国内に)現在す底にあることは、これを否定することができない。…(国内に)現在す底にあることは、これを否定するものであり、国家補償的配慮が制度の根をはかるという一面をも有するものであり、国家補償的配慮が制度の根をはかるという一面をも有するものであり、国家補償的配慮が制度の根

八年三月三〇日民集三二巻二号四三五頁)

「 道義的国家たるべき義務」の程度

しかるに、遺憾ながら国会は今日までかかる立法を怠っている。と賠償の立法を行い、謝罪と賠償の範囲や方法を特定する義務がある。と賠償の立法を行い、謝罪と賠償の範囲や方法を特定する義務がある。憲法が、「道義的国家たるべき義務」を課している日本では、国会は侵略式に謝罪するとともに一人当たり二万ドルの補償金を交付している。乗国は、戦争中強制収容した日系人に対し「市民の自由法」を制定し、正衆国は、戦争中強制収容した日系人に対し「市民の自由法」を制定し、正実した賠償をおこない、莫大な財政的負担をしている。また、アメリカ合

類推等を通じてこれを特定し、司法救済を実現すべきである。 範囲と方法を特定する立法が欠けていても、裁判所としては、類似法令の果たすべき義務として司法府にも課せられている以上、直接謝罪と賠償のしかし、「 道義的国家たるべき義務」が、「 国家の名誉をかけ全力をあげて」国家賠償法類推適用による賠償責任

もとより、右の国家行為は憲法一七条と国家賠償法成立以前のものであるであり、適当である。場合には、国家賠償法の類推適用により賠償の範囲を特定することが可能損害が、植民地支配の一環としての公務員の違法行為によるものである

が、憲法一七条の具体化として制定された恩給法や原爆医療法が専ら憲法

を類推適用することには充分な理由がある。成立以前の国家行為を賠償の対象としていることに鑑みると、国家賠償法

はないことは明らかである。とに鑑みると、除斥期間、時効等の国家賠償法の規定は類推されるべきでとに鑑みると、除斥期間、時効等の国家賠償法の規定は類推されるべきで在の日本国を道義的国家とする義務として現在の政府に課せられていることの日本国を道義的国家とする義務」の本質上、除斥期間や時効に よそして、「道義的国家たるべき義務」の本質上、除斥期間や時効に よ

推適用することは、本件の司法的解決としてきわめて妥当である。 というに 大学に おいま というにで 共通の基礎をもつ 国家賠償法を類の 単なる 不法行為責任を追求するものではないから、そもそも法令の遡及の単なる不法行為責任を追求するものではないから、そもそも法令の遡及の単なる不法行為責任を追求するものではないから、そもそも法令の遡及・不遡及の問題は生じるものではなく、被告の批判は失当である。 また、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはまた、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはまた、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはまた、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはまた、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的国家としな原告が主張する点地はないと主張する(被告準備書面()一三頁)。しかし、類推適用することは、本件の司法的解決としてきわめて妥当である。

₩ 原告らを強制連行・勁員した被告の行為の違法性 賠償請求の要件

6

って確認されている。 適及的に違法と評価されるべきことは、前述のように、根本規範によ 遡及的に違法と評価されるべきことは、前述のように、根本規範によ はその軍隊の兵士の性的欲求のはけ口のためであった。かかる行為が 原告らを連行した目的は侵略戦争を遂行のための労働力確保、あるい 値民地として日本の国家権力の支配下にあったが故であり、日本国が 値民地として日本、中国、台湾に連行されたのは、当時朝鮮が日本の 田本規範に対する違反

① 条約、国際慣習法の遵守義務(2) 条約、国際慣習法に対する違反

で、今前のかであっとするのが判例であり、日本政府の公式見解て、条約ならびに国際慣習法が国内裁判所で直接適用しうる法源とならびに国際慣習法を遵守する義務があることを定めている。そし国際法規はこれを誠実に遷守することを必要とする」と定め、条約国際法規はこれを誠実に遷守することを必要とする」と定め、条約国際法規はこれ条二項は、「日本国が締結した条約および確立された憲法第九八条二項は、「日本国が締結した条約および確立された

を、一九二五年一二月二一日批准した。年)、「婦人および児童の売買禁止に関する条約」(一九二一年)九〇四年)、「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止条約」(一九一〇日本は、「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締二関スル協定」(一の) 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル条約等違反

シ」と定める。 行為カ異ナリタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラレルへ行為カ異ナリタル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖の一九八承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要素タル各セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去ー九一〇年条約第一条は、「何人タルヲ問ワス他人ノ情慾ヲ満足

ルトキト離罰セラレルヘシ」と定める。ハ 右犯罪ノ 構成要素タル 各行為カ異リタル 國二 互リテ遂行セラレタハ 右犯罪ノ 構成要素タル 各行為カ異リタル 國二 互リテ遂行セラレ 者一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル 者の為醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ 依り又ハ 暴行、脅迫、権力濫用其ノ他右同条約第二条は、「何人タルヲ問ワズ他人ノ情慾ヲ満足セシム

とみなされる。

日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない日本は、一九二一年条約第一四条に基づき、植民地を包含しない

反の行為を行った違法がある。て自ら多くの女性を「慰安婦」として戦場に強制連行して、条約違いを批准しながら、これらの条約違反者を処罰しておらず、かえっ身の「従軍慰安婦」にも適用があり、日本政府、日本軍は、同各条身の「従軍慰安婦」にも適用があり、日本政府、日本軍は、同各条りは、当時日本の植民地であった朝鮮半島出したがって、右各条約は、当時日本の植民地であった朝鮮半島出

③ 強制労働に関する条約違反

同条約は、ILO条約の中の、基本的人権を定める条約の一つで採択され、日本は一九三二年一一月二一日、同条約を批准した。に関する条約(第二九号条約)および勧告第三五号、同第三六号が一九三〇年六月二八日、ILO第一四回総会において、強制労働

要セラレ 且右ノ者が自ラ任意ニ 申出デタルニ 非ザルー切ノ労務ヲ謂《条約第二条一項は、強制労働とは、「或者が処罰ノ脅威ノ下ニ強

フ」と定義している。

らが強いられた労働は、強制労働に該当する。を受けることの確実な状況下で労働させられた。したがって、原告自由は全く認められず、労働を拒否すれば、処罰または実質的処罰原告らは欺罔によって連行されたが、帰国する自由や仕事を選ぶ

違反であるとされているところである。どもの搾取が、子どもに対する強制労働であり、ILO二九号条約どもの搾取が、子どもに対する強制労働であり、ILO二九号条約に関する専門家委員会の報告書によっても、売春とポルノによる子には、性行為も含まれる。一九九四年のILOの条約と勧告の適用なお、右条約にいう「一切ノ労務(all work or service)」

している。

「大学の強制労働は同条約の許容条件に明らかに違反している。
を対し、第一一条によれば、女性はいかなる場合にも、強制労働が廃止されるまでの間においても、強制労働は例外的な場合のみに認められ、かつ条約の定める条件および保障に従わねばならないと認められ、かつ条約の定める条件および保障に従わねばならないと認められ、かつ条約の定める条件および保障に従わねばならないと認められ、かつ条約の定めを判している。

「大学の強制労働を廃止するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働切の強制労働を廃止するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働を廃止するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働を廃止するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働切の強制労働を廃止するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働を発生するとの定めをおき、第一条二項は、強制労働を表している。

(3)

ないことは余りにも明らかである。 ないことは余りにも明らかである。 とくに、性行為が戦争遂行に必要不可欠な労務と言えい、同条項により除外されるのは、前記二項(d) 記載の緊急事態が、同条項により除外されるのは、前記二項(d) 記載の緊急事態が、同条項により除外されるのは、前記二項(d) 記載の緊急事態が、同条項により除外されるのは、前記二項(d) 記載の緊急事態が、同条項により除外されるのは、前記二項(d) 記載の緊急事態が、同条項により除外されるのは、前記二項(d) 記載の緊急の場合の労働の強制をなお、第二条二項(d) は、戦争など緊急の場合の労働の強制をないことは余りにも明らかである。

に続きまとめ、公表した(甲三三号証)。禁じたILO二九号条約に「明らかに違反する」という見解を昨年年三月四日、第二次大戦中の従軍慰安婦問題について、強制労働をなお、ILOの条約・勧告適用に関する専門委員会は、一九九七

「死こー九世紀こおいて、一八一四・一五キペリアの)奴隷制および奴隷取引を禁じる国際慣習法違反

それに対する国際機関の取組みも、早くから始まり、国際法の中でる条約が存在した。奴隷制度は、人類の歴史の古くから存在したが、一年ロンドン条約、一八六二年ワシントン条約などの奴隷制に関す既に一九世紀において、一八一四・一五年パリ平和条約、一八四

このような一九世紀前半に始まっていた奴隷制を禁じる国際法規も最も早くからユス・コーゲンスと見られてきた。

法、非軍法を問わず一切の法令の適用を受けず、契約関係もなく、前記のとおり、「従軍慰安婦」は、軍の指令の下に徴集され、軍の条約を批准していないが、これに拘束されていたのである。個習法として、すべての国を拘束していたものであり、日本は、こ禁止するよう義務づけている。このような義務は、当時すでに国際奴隷」)に置く意思をもって傭人を捕捉、輸送する行為を防止し、有条約は、締約国に対して、所有物同然の状態(伝統的な「財産範の形成は、一九二六年に奴隷条約の締結という形で結実した。

国民勤労報国協力令・女子挺身勤労令違反
奴隷制及び奴隷取引を禁じる国際慣習法に違反したのである。
奴隷制及び奴隷取引を禁じる国際慣習法に違反したのである。
禁止するどころか、自ら進んでこれを企画し、実行したことにより、
はこのような状態におく目的で行われた女性の徴集、輸送を防止、
この実態は、まさに軍の所有物同然の扱いにほかならず、日本国完全な無権利状態に置かれていたといえるのである。

志願と言えるものではない。
 本語を必要としているが挺身隊原告は欺罔による強制連行にすぎず、真意によるよど、女子挺身勤労令第三条二項は「国民職業能力申告令に依る国民登録者以外の女子は志願した場合に限り隊員とすることができる。」としているが挺身厳労令第三条二項は「国民職業能力申告令に依る国民助労報国協力令第四条は一年間に六○日を超えて労働をさせられた。

制的に労働を継続させられた。必要としているが、同原告らはそのような同意なしに一年を超えて強さらに、同令第四条二項は、一年を超えての労働には隊員の同意を

。 このように、被告の行為は、当時の国内法制においても違法であっ

□ 「 無事に帰還させる義務」

各原告を故郷に「無事に帰還させる義務」を負っていた。本に連行された以上、被告には先行行為に基づく条理上の義務として、(1) 右のように、被告の違法行為によって、原告らが中国、台湾、 日

ナラシムベキコト」と規定しているから、被告は右原告四名に対してシ得ベキー切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ用意ハ 行政庁ノ費用ヲ以テ且ツ其ノ責任ノ下ニ為サルベク右行政庁ハ利用② ILO二九号条約一七条三号は「労働者ガ労務場所ニ往復スル旅行

は、条約上も「無事に帰還させる義務」を負っていた。 しかるに、被告は、原告河順女、 同朴頭理、 同李順徳、

同姜

違法行為によるものであるから、被告は国家賠償法を類推して原告らに損 以上により、原告らの損害は、植民地支配行為の一環としての公務員の 四名を連行先に置き去りにした。

害を賠償する義務がある。

ことであり、謝罪のないまま物質的賠償を行ったのでは、とうてい「道義 また、「公正と信義に信頼」するのは、優れて精神的な領域にかかわる

そこで、精神的被害の回復という点で共通の基礎をもつ民法七二三条と的国家たるべき義務」は果たし得ない。 国家賠償法四条を類推し、裁判所が政府に対し適当な方法で公式に謝罪す

て公式に謝罪すべきであり、国会及び国際連合の総会において公式に謝罪 ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、日本国は国内外に向け 偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会におい ることを命じることができると解される。 適当な方法とは、憲法が「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と て、

ことを請求することができる。 戦後放置してきたことを、国会及び国際連合総会において公式に謝罪する 鮮人の動員により、原告らを含む多数の朝鮮人に多大の犠牲を強い、かつ したがって、原告らは被告に対し、大日本帝国の韓国併合と戦争への朝

することが最も適当な方法である。

) 原告らが被った損失の原因たる行為は、明治憲法下になされたもので明治憲法と国の補償義務の存在

シ」、同二項で「 公益ノ為必要ナル 処分? 法律ノ定ムル 所二 依ル」と財 然の結果として、私有財産制の保障はどこの人権宣言にも定められてい た。近代の自由国家の成立に際して、市民階級が演じた重要な役割の当 補償規定はなかった。 る。同様の意味において明治憲法も、財産権の不可侵を定めたのである 産権の保障を定めていたが、日本国憲法二九条とは異なり、明文の損失 明治憲法は、二七条一項で「 日本臣民ハ 其ノ 所有権ヲ侵サルルコトナ しかし、だからといって、必ずしも補償を不要とする趣旨ではなかつ

ことが不可欠な場合があることは、財産権が神聖不可侵視されていた時

そして、公共目的を達成するため、特定の者の財産を制限し剥奪する

(宮沢俊義「憲法二新版」四〇五~四〇八頁)。

憲法(新版]」四九九頁)。 制限に見合った「補償」がなされることが要件とされている(佐藤幸治 から、収用は「公共の用のため」のものでなければならず、剥奪ないし 合衆国憲法修正五条)。ただ、その場合、財産権の保障との調節の観点 代でも認識されていたへ 一七八九年フランス 人権宣言一七条、アメリカ

ヲ付スルニ 在リ」と述べ、田中二郎は、右の注釈は「公共の為にする特 義解」の二七条の註釈は「 公共収用処分ノ要件ハ 私産ニ 対シ相当ノ補償 上の損害補償及び損失補償」二二八頁)。 の存することを理由づけ得るのではなからうか。」と述べている(「行政 ついて法の沈黙せる場合にも…条理として、補償の認められるべき場合 明したもの」であり、正義公平という憲法上の原理からみて、「 補償に 別の犠牲に対しては相当の補償を与えることが憲法の精神なることを説 た保障を不可欠とするという理は明治憲法にも当然あてはまる。「 憲法 障を取り入れた以上、公的収用権が認められるとしても、それに見合つ して市民階級が演じた重要な役割の当然の結果としての私有財産制の保 個々の歴史は異なるとはいえ、明治憲法が、近代自由国家の成立に際

を進駐軍専用のキャバレーに転用するよう要請したことによる損失につ 地判一九五八・七・一九下裁民集九巻七号一三三六頁)。このように、 いて、「 正義と公平の観念」を基礎として国の補償義務を認めた(東京 明治憲法においても、国の補償義務を認められていた。 判例も、明治憲法施行当時に、知事が国の機関として祇園の歌舞練場

が多い。 原則の考え方のもとに、明治憲法第二七条に基づく補償を認めないもの もっとも、戦前の学説の支配的見解は「国家無責任(国家無答賁)」

ない、しかし、侵害されてしまったものは仕方がない。」というもので あるならば、(憲) 法の存在そのものが無意味なものであり、それでは いると解釈するのが当然である。もし、その保障が、「 侵害してはいけ ていることは、「財産権」が具体的権利としての自由権である以上は、「財 (憲) 法は、もはや「規範」ではなくなってしまう。 場合には、「その侵害の回復ないしその侵害の補填」が当然に含まれて 産権は侵害してはならない。」と唱えるだけでなく、その侵害があった ればならないものであり、明治憲法第二七条一項が「財産権を保障」し しかし、法の解釈は、その法を適用する現時点での解釈に基づかなけ

り、当時の支配的学説は、国際法の考え方をご都合主義的に国内法の解 の原則(絶対免除主義)」の考え方に基づいて主張されていただけであ また、「 国家無責任(国家無答責)」の原則は、国際法上の「 主権免除

つつあった。 が台頭し、明治憲法下でも「国家無責任(国家無答責)」の原則は崩れが台頭し、明治憲法下でも「国家無責任(国家無答責)」の原則は崩れ免除の原則(絶対免除主義)」は批判されるようになり、「制限免除主義」によって形成されたにすぎない。さらに、当時でさえ、国際法上の主権釈に持ってきたというだけの法解釈の誤りであり、それに迎合した判例

おりである。なりである。としての主要な救済理論の要旨を挙げると次のとなお、近代的な解釈論としての主要な救済理論の要旨を挙げると次のと法を問わず「特別犠牲」を理由とする損失補償は可能というべきである。為に基づく過失を理由とする損害賠償が困難であったとしても、違法適為に基づく過失を理由とする損害賠償が困難であったとしても、違法活したがって、現時点における明治憲法の解釈においては、仮に違法行

四三年「国の無過失責任の研究」に収載)(田田準次郎・昭和三八年「損失補償と無過失責任」公法研究(昭和)

も損失補償を認めるべきである。の必要による特別犠牲に対する補償であり、違法無過失行為についての必要による特別犠牲に対する補償でなく、適法違法を問わず公益上損失補償は適法行為に対する補償でなく、適法違法を問わず公益上

段に前ちておいて道はませばでからかまではない。 雄川一郎・昭和四〇年「行政上の無過失責任」

りる。「 意図された侵害」あるいは単に国家の「 侵害行為」の存在のみで足「 意図された侵害」あるいは単に国家の「 侵害行為」の存在のみで足るための行為によって損失を受けたということであり、要件としては 損失補償において 適法性は本質的な前提ではなく、公益目的を達す

③古崎慶長・昭和四六年「国家賠償法の研究」の場合は国家作用に違法はない(あるいは問題とされない)」とする。の場合は国家作用に違法はない(あるいは問題とされない)」とする。なお雄川・昭和五八年「国家補償法総説」においても、「損失補償

生命・身体に対する侵害について導入し、憲法二九条三項によって損失補償請求できるとしたい。違法無過失行為については、西ドイツで発達した犠牲補償責任制度を③古崎慶長・昭和四六年「国家賠償法の研究」

(E)

である。ても同様に生命・身体の自由に対する損失補償が肯定されるというべきても同様に生命・身体の自由に対する損失補償が肯定される以上、明治憲法二七条において負失補償制度について同じ価値体系にある日本国憲法二九条において

然である。 外体に対する侵害に対して補償があるとするのは「勿論解釈」として当身体に対する侵害に対して補償があるとするのは「勿論解釈」として当とする合理的理由は全くなく、財産権侵害に対して補償があれば生命・別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許される別の犠牲が課せられた場合と生命、身体に対し特すなわち、財産上特別の犠牲が課せられた場合と生命、身体に対し特

裁判例においても、東京地裁一九八四(昭和五九)年五月一八日判決

四五頁)等同旨の判断が多数存在している。 し、大阪地裁一九八七(昭和六二)年九月三〇日判決(判時一二五五号(判時一一一八号二八頁)は、直接憲法二九条三項に基づく請求を容認

) 損失補償規定が存しないことについて 「こう」、「「こう」、「動きるです」

手段を講じるかの問題である。 法令を準用・類推・拡張等の解釈をするか、あるいは救済法の創造等の法令を準用・類推・拡張等の解釈をするか、あるいは救済法の創造等の体法が存在し「補償手続法ないし救済法が存しない場合」であり、それは実と方法を特定する立法が欠けていることにすぎないのであり、それは実である以上、「損失補償の規定が存しない場合」とは、その補償の範囲原告らの補償請求が、明治憲法第二七条一項を根拠に求められるもの

れるところである。『救済法』的観点も取り込んだ実質的司法権観念のてかなり窮屈なものであるとの認識は裁判官自身によっても時折指摘さ ることに留意する必要がある。わが国の司法権の中身や活動方法がほぼをはかるのみならず、権利の生成発展にも独特の役割を果たすものであ の独特の創造的活動の在り方が問題とされる。わが国には、こうした。牧 権の内実をなすと解しなければならない。アメリカ合衆国では、『実体 き救済手段を与え、事件・争訟の適正な解決をはかる作用も当然に司法 ・ 争訟を解決することを課題とする。 したがって、そこでは、実体的権 それ特有の当事者主義的梅造・手続を通じて客観的に確定し、当該事件関係または権利・義務の存否について、実体法の定めるところに従って、 和五一)年四月一四日(民集三〇巻三号二二三頁)をあげている。 二七三頁)、その「 救済法」的観点の具体的例として、憲法三七条一項 すべきものが幾つか存在している。」と述べ(佐藤幸治著「憲法〔新版〕 う。そして、こうした文脈でみた場合、実は、従来の判例の中でも注目 実定法律の次元で決められている観を呈し、実際、英米の司法権と違つ 司法権観念をより立ち入って構成しようとするならば、避けて通れない 済法』といった発想は稀薄であるが、憲法解釈論として、実質的意味の 法』、『 手続法』と並んで『 救済法』という独自の法領域があり、裁判所 利の存否を確定することが中核をなしつつ、なお、それを前提に然るべ に関して最(大) 判一九七二(昭和四七) 年一二月二〇日(刑集二六巻 構成は、権利の実現のためのより積極的・ 創造的な活動に資するであろ 課題というべきであろう。そして、この『 救済』が、権利の具体的実現 一〇号六三一頁) 及び憲法一五条三項等に関して 最(大) 判一九七六(昭 ちなみに、佐藤幸治教授は、「…司法権は、当事者間の具体的な法律 2 7-

三年)一一月二七日大法廷判決を参照にあげている。 って、当然に憲法上補償請求権が発生するとみるべきである。」と述べ 条三項は、その財産権を公共の利益のために用いた場合の救済規定であ 解すべきであろう。財産権は、憲法が保障する具体的権利である。二九 (佐藤幸治著「憲法〔第三版〕五七五頁)、最髙裁一九六八(昭和四

よって、原告らは、直接明治憲法二七条に基づいて、その損失の補償

を請求することができる。

2

であり、明治憲法二七条を根拠とするものである。 に依拠する財産権の保障が不可欠に内包する正義公平の理念に基づく請求右1で述べたように、原告らの請求は、明治憲法二七条の近代市民法理明治憲法二七条の補償請求の要件

価値体系は同じであり、補償請求の要件の解釈において、日本国憲法の解拠である正義公平の理念からすると同制度につき明治憲法と日本国憲法のおいて損失補償規定を定めている。損失補償制度の歴史及びその実質的根 釈がそのまま妥当する。 日本国憲法は、その第二九条一項において財産権を保障し、同条三項に

る。「特別の犠牲」かどうかの判断にあたっては次の二つの説がある。 ⊖「特別の犠牲」と言えるかどうかは、侵害行為の対象が広く一般人か特 したがって、正当な補償を要するのは「特別の犠牲」を課する場合であ れる(田中次郎「新版行政法上・全訂第一版」一九八頁、芦部信喜「憲容を侵すほど強度なものかという実質的基準を総合的に考慮して判断さ 社会的制約として受忍すべき限度内か、それを越えて財産権の本質的内 定の範疇に風する人かという形式的基準と侵害行為が財産権に内在する

になる類のものであるときには、補償が必要とされる(佐藤幸治「憲法の者にのみ負担を課しまたは財産権の剥奪もしくは剥奪するような結果) 積極的な政策目的のため財産権を制限する場合において、それが一部 〔新版〕」五〇〇頁)とする立場。

法第一部」第四分冊一一二頁)とする立場。

原告らと補償請求の要件

が経てもなお原告らに謝罪と賠償がなされないという、絶対二度とあっ犠牲を朝鮮人に強いたものであり、かつ、敗戦から約五二年という年月帝国の朝鮮支配及び極めて多数の朝鮮人の戦争への動員により、多大の 子勤労挺身隊及び歴史上類を見ない「 従軍慰安婦」に象徴される大日本本件は、戦後補償裁判の中でも、幼い少女を強制労働に駆り出した女 極めて言語道断の破廉恥な事案である

> あるいは財産権上多大な損害を被ったのであり、日本国の積極的な政策 の多くを喪失し、家族からも離れ、生計維持に困窮するなど、人格権上に連行され、その身体・精神に生涯癒えることのない傷を負い、労働力 び戦争という国策に基づき、欺罔・甘言ないし力づくで日本等へ 強制的 目的のため損害を被ったといえ、「公共のために用いる」の要件に該当 右第二ないし同六で述べたように、原告らは、日本国の植民地支配及

それは受忍限度を越えて人格権や財産権の本質的内容を侵すほど強度の ら他民族の戦争のために動員され、その結果損害を被ったものであって、 範疇に属する人々であった。そして原告らは自らの人格を否定されながせられた原告らは、日本の植民地支配を受けていた朝鮮人という特定の〕「 従軍慰安婦」にさせられたり、幼い少女の身で奴隷的労働に従事さ 損失である。

は「特別の犠牲」に該当し、正当な補償を要する。 したがって、右2のどちらの説の立場でも、後述第九の原告らの損失

最高裁は、いわゆる台湾人元日本兵戦死傷補償請求事件において、一九最高裁判例に対する批判と本件原告らの適用の可否

のまま用い以下のように判示した。 六八年一一月二七日大法廷判決(民集二二巻一二号八〇八頁) の論理をそ

の配慮が考えられるにすぎないものと解すべきことは、当裁判所の判例のあり、右のような戦争犠牲ないし戦争損害に対しては単に政策的見地から であって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところというべきで わる非常事態の下では、国民の等しく受忍しなければならなかったところ「 上告人らが主張するような戦争犠牲ないし戦争損害は、国の存亡に係

族が他民族である日本民族の独立と繁栄のために、強制的に犠牲を余儀なしかしながら、この判決は、旧日本帝国主義の植民地支配下で、台湾民趣旨に徴し明らかである。」(最高裁一九九二年四月二八日判決)。 くされたという歴史的事実を全く看過し、形式的、表面的な国籍の帰属の

みをもとに台湾民族を日本人と同様に扱った誠に不当な論理である。 かかる判決論理を、本件原告らの請求に適用することは、絶対あっては

国による攻撃に基づく空襲や地震の恐怖・被害もある。 ない。 確かに、 原告らの 損失の中には、 直接的には 戦争中のあるいは 連合 そもそも、本件原告らの被った損失は「戦争犠牲ないし戦争損害」では

配下にある原告らを強制的に徴用、動員したからにほかならない。 しかしながら、原告らがこの様な損失を被ったのは、日本国が植民地支

朝鮮民族を支配した被告の行為に基づくものなのである。 の被った損失は、戦争犠牲ないし戦争損害ではなく、まさに原告らを含む

である日本国の存亡のために、損失を「受忍しなければならない」理由はまた、強制的に植民地支配されていた朝鮮民族である原告らが、支配国 また、強制的に植民地支配されていた朝鮮民族である原告らが、

ると、日本民族と「等しく」受忍しなければならないなどとは到底**い**うこ しかも、原告らを含む朝鮮民族が「国民」とされるに至った経緯を考え

忍限度をはるかに超えた損失であり、日本国民と「等しい」犠牲といえる は質的に異なる特別の範疇に属する者のみが被る損失であり、量的にも受また、朝鮮民族である原告らの受けた損失は、日本国民の受けた損失と

5 失補償を請求する。 よって、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法第二七条に基づき、

立法不作為による国家賠償費任

1 るとおり、立法不作為による賠償義務(国家賠償法一条一項)がある。告らに謝罪・賠償・補償をする余地がないのでれば、被告には以下に述べ 仮に、現行成文法上あるいは裁判所による救済法の創造によっても、原 年四月一八日判決)。また、このことは、通説的見解でもある(佐藤幸 立法不作為による国家賠償責任の発生を認めている(東京地裁一九八九 て定められているか又は憲法解釈上その義務の存在が明白な場合」には、 きである。判例もこの理を認めており、「 作為義務が憲法上明文をもつ 義務に 違背する立法不作為は、 国家賠償法上の 違法行為と評価されるべ 個々の国会議員も公務員である以上、各人に課せられた憲法上の立法

治「憲法〔新版〕」三一八頁以下)。 しく憲法により行為規範を課せられている。 国会議員といえども、他の公務員と同様にその職務を行うに付き等

の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」としていること び国務に関する行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」とし、 の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、同九八条一項が、「この憲 民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政このことは、憲法一三条が、「生命、自由及び幸福追求に対する国 から明らかである。 同九九条が、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他 法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及

右各条項によれば、国会議員の行為も他の公務員のそれと同じよう

に行為規範に反して他人の権利を侵害し損害を生ぜしめた場合、 上当然に違法と判断される。

だけであることとも、無関係になされる。 与されていることとも、国会議員が選挙を通じて政治責任を問われる 右の違法の判断は、国会議員に憲法五一条により院外免費特権を付

して、国会議員に院外免責特権を付与したにすぎない。論、表決に対して議会外での民事上の責任を免除されるべきであると ようにするために、そしてその範囲において、代議員の議会内での討 って 代議員がその 職務を行うについて 制約されることが少しでもない 主主義代議制においては、代議員の言論の自由を最大限に保障し、も 原理による点で、他の公務員と異なり、多数決原理が支配する近代民 けだし、憲法五一条は、国会議員の立法行為という職務が、多数決

されるものなのである。 許容したものではなく、違法については院外免費特権と無関係に判断 えないこと、また、ありえたとしても違法性が阻却されることまでもすなわち、憲法五一条は、国会議員の議院内の行為に違法などあり

これに基づいて立法されたものである。 自身が損害賠償責任を負うことが公の負担の平等という観点からも妥も加害公務員個人の責任に委ねることも妥当を欠き、国又は公共団体 も巨額に達することに鑑み、その損害を被害者個人に甘受させること い 国又は公共団体による私人の権利侵害の機会も増大し、かつ 被害額) 思うに、国家賠償法は、国及び公共団体の機能が拡大し、これに伴 当であるという考え方と、明治憲法下で国家及び公務員の専横による 人権侵害に対する反省から憲法一七条にて賠償實任を確認的に明記し、

賠償法の立法趣旨に反することになる。 う公権力による人権侵害を放任することになり、憲法一七条及び国家立法行為を原因とする国家賠償責任を制限するならば、立法行為とい めに設けられているのである。仮に国会議員の院外免責特権を根拠に 立法趣旨とは、何ら相反するものででなく、それぞれ別個の目的のた とするなら、憲法一七条及び国家賠償法の立法趣旨と憲法五一条の

(5) この点、被告は、「前記最高裁判所判決は、『国会議員の立法行為は、 賠償法一条一項の『違法』の要件が失われることになるわけではない」 条により国会職員個人が免責されるからといって、論理上当然に国家 本質的に政治的なもの』であるとした上、 このことは、札幌髙等裁判所平成六年三月一五日判決も「 憲法五一 『 その性質上法的規制の

しかし、右判決は、憲法一七条及び同五一条の前記立法趣旨に照らでの法的義務を負うものではない』」との判示を引用している。 係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係 ら、あるべき立法行為を揩定して具体的立法行為の適否を法的に評価 略)国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関 するということは、原則的に許されないものといわざるを得ない。(中 対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点か

同各条の関係を正解しないものである。

議員個々人に課すものではないからである。 法的責任を国家に対して課すのであって、同立法行為に関与した国会 する国家賠償責任を認める判決をすることは、賠償という法的義務、 けだし、裁判所が立法行為に「違法性」ありとして、特定個人に対

る国の賠償責任の要件である「違法性」の消長について定めたもので 論の自由を確保しようとしたもので、それ以上に国家賠償責任におけ 員個人の民事上の責任を免除することによって、その院内における言 したがって、憲法五一条は、国会議員の違法な行為に対して国会議

以下の憲法の諸規定を総合すれば、憲法解釈上、個々の国会議員に対賠償ないし補償立法義務の存在

し、侵略戦争・植民地支配により被害を受けた個人への戦後賠償ないし 補償を行う立法を成すべき義務が課されていることは明白である。 憲法前文

を義務づけるものである。 が最低限の必要条件となるのであり、憲法前文は当然に賠償法の定立公務員たる国会議員の総体としての国会としては、賠償立法を成すの すべき義務として立法府にも課せられている以上、立法府たる国会、 道義的国家たるべき義務が、「 国家の名誉をかけ全力をあげて」果た

憲法九条

とは、同条が当然に義務付けているものと言わなければならない。 り被害を被った人々に対して誠実に責任を取り、賠償をなしていくこ が表明されているのであり、とすれば、かつて引き起こした戦争によ戦争を放棄する以上、当然、戦争行為は不法であるとの先進的認識

加担した)日本人軍人・軍属にのみ戦後補償をなすことを絶対に容認 平等原則は、かつて国家に忠義をつくした(即ち、侵略戦争に直接に しない。平等原則により国籍の有無を問わず、また、軍人・軍属であ

> づけられていることは明らかである。 るか否かを問わず、一律に戦争被害を賠償ないし補償する立法が義務

憲法一七条、二九条一項及び同三項

を強いられた場合には、国家はその損害を補填する義務がある。この されるところである。 支配を受けた人々)に対し補償を行う立法をなすことは、当然に要求 精神からすれば、かつて 侵略戦争で 被害を受けた人() とりわけ植民地 その侵害が違法である場合はもちろん、適法であっても、特別の犠牲 国家権力により生命、身体または財産に対して侵害を受けた場合、

憲法四〇条

づけられるのは当然といわなければならない。で強制労働を強いられた人々との関係で、補償立法をなすことが義務刑事補偿の趣旨からすれば、強制連行され、事実上の監獄状態の下

憲法九八条二項

被告は、国会議員の立法行為を原因とする国家賠償責任を制限する理 ことは国際慣習法として確立したと言いうる。とすれば、 の遵守義務から、当然に賠償ないし補償立法義務が導かれる。 前述した国際的潮流からすれば、もはや戦後賠償ないし補償を為す 国際慣習法

(1) 確かに、裁量権がある場合ここでを享重にうるではっていかの判断は、国会の裁量事項に属する」ことを挙げている。由として「国会がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法しない由として「国会がいつ、いかなる立法をすべきか、あるいは立法しない 裁量権を尊重すべきかを考えるのでなければならない。分考察し、そこから裁量権の幅がどれだけあるのか、そしてどの程度

いるからである。 数者の人権ないし法的保護に値する利益を侵害する危険性を内在して けだし、法律が多数決原理で形成されるがゆえに、立法行為は、少

そこで、かかる多数決原理に内在する人権侵害及びその危険性を事

与している。 ら距離を置いて自律した裁判所にのみ法律の憲法適合性決定権限を付 後的に司法救済することを目的として、憲法八一条は、多数決原理か

保護に値する利益の 侵害の 程度が重大であつて、かつ 同侵害の 回復が な文言に違反している場合だけでなく、立法行為による人権又は法的 を立法行為について判断するにあたっては、立法行為が憲法の一義的 多数決原理の支配する立法過程によっては期待しがたいと認めた場合 とするなら、裁判所が国家賠償法一条一項の要件である「違法性」

ばならない。 べき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価しなけれべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価しなけれには、裁判所は、憲法上の諸原理に照らして、積極的に憲法に適合す

本件原告らに対して、最も妥当するものである。 もはや多数決原理の支配する立法過程によっては救済が期待しえないれたものであり、その救済がまさに立法不作為により放置されたため、3 この理は、その被った損害の程度において人間性の根幹まで侵害さ

ものであり、憲法の解釈態度としては、到底是認できない。 いない。これは、同各条項の基底を流れる憲法上の諸原理に目を瞑る総合的な検討を示すことなく、個別に分断した上での検討しか加えて明確に規定しているとは到底いえない」と主張しながら、同各条項の賭規定を総合しても、憲法が戦後補償をすべき義務を一義的(に)() これに対して、被告は、「原告らが挙げる右憲法の前文及び各条文())

在するとはいえないものである。」とまで主張する。であり、憲法上はもとより憲法解釈上もこのような補償立法義務が存損害であつて、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しないところ加えて、被告は、「原告らが被ったと主張する損害は、一種の戦争があったと主張する損害は、一種の戦争

争損害」としか認識しえないのである。
り、それゆえに、今なお、被告は、原告らの被った損害を「一種の戦を怠ったがゆえに、戦後補償すべき義務を明確にしえなかったのであ戦争、植民地支配により原告らが被った被害事実の調査究明すること戦争、植民地支配により原告らが被った被害事実の調査究明することでいるにもかかわらず、その行使しうる権能を尽くさず、被告の侵略しかし、立法府たる国会は、憲法を具体化する第一次的権限を有し

賠償ないし補償立法懈怠の違憲・違法性

2

右各決議案の内容は、次のとおり、

噂員 / 戦争費任ニ 関スル 決議

痛感シテ進退ヲ決スヘシ 素裏一体トナリテ戦時識会ノ指導ニ当レル者ハ此ノ際速ニ其ノ責任ヲ 太ルカ如キハ 断シテ許スヘカラサルコトナリ大東亜戦開始以来政府トムルカ如キハ 断シテ許スヘカラサルコトナリ大東亜戦開始以来政府トニ 示スヘキ衆議院カ此ノ際戦争責任ヲ明確ニセスシテ議案ノ議事ヲ進ミ惜トシテ反省ノ実ナキハ真ニ 遺憾ニ 堪ヘス 国民ヲ代表シテ範ヲ天下シ 既ニ 軍部、財界及言論界ハ相次イテ自粛ノ実ヲ示スノ 秋独り政界ノレ 既ニ 軍部、財界及言論界ハ相次イテ自粛ノ実ヲ示スノ 秋独り政界ノレ 既ニ 軍部、財界及言論界ハ相次イテ自粛ノ実ヲ示スノ 秋独り政界ノレ 既ニ 軍部、財界及言論界ハ相次イテ自粛ノ実ヲ示スノ 秋独り政界ノ

戦争責任ニ関スル決議

省シ深ク自粛自戒シ新日本建設ニ邁進セサルへカラス省シ深ク自粛自戒シ新日本建設ニ邁進セサルへカラス、惟フニ戦争強ニ立法ノ府二列ル者モ亦静ニ過去ノ行蔵ヲ反ラサルトコロナリ我等職ニ立法ノ府ニ列ル者モ亦静ニ過去ノ行蔵ヲ反のキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官へキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官へキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官へキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官へキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官へキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルニ軍閥官へキモノニアラス翻テ今次敗戦ノ因ツテ来ルトコロヲ観スルノ途ヲ諦セサノ所在ヲ糾シ将来斯ノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ諦セサノ所在ヲ糾シ将来斯ノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ諦セシリカのは、大政戦ノ結果思想政治経済社会ノ全面ニ亙リ肇国以来キ合すスを対国、一大敗戦ノ結果思想政治経済社会ノ全面ニ亙リ肇国以来等な対域、大会に対し、対策を対し、大政戦ノ結果思想政治経済社会ノ全面ニ亙リ肇国以来を対策を対策を対し、大政戦ノ結果思想政治経済社会ノ全面ニ亙リ肇国以来を対策を対している。

にも課せられた憲法上の義務といえる。公布されたことからみても、「道義的国家たるべき義務」は、立法府一一月三日に、「新日本建設の礎」(憲法公布文)である日本国憲法が右の自覚を有した被告帝国議会衆議院の議決をも経て、一九四六年

れたことは、「 道義的国家たる、、き義務」履行の具体的な表れであつノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ講」ずるものとして廃止さ月に、 軍事扶助法及び戦時災害保護法が同年九月にそれぞれ「 将来斯事実、「 今次敗戦ノ因由」の一つとされる軍人恩給が一九四六年ニ

としている。 惨虐行為ヲ行ヒタル 刑事犯罪」とし、「 立法ノ府ニ 列ル者」として「 過 とドイツはどう違うか」・朝日選番二四頁引用)というものであった。 去ノ行蔵ヲ反省シ深ク自粛自戒シ 新日本建設ニ 邁進セサルヘカラス」 モノハ 之ヲ国際的ニ 稽フレハ ………開戦後ニ 於テ国際条規ニ 背反スル る軍国主義者が、 のである。(中略)現在の惨憺たる頻境をもたらした最大の責任者た 続を計る一手段であり、それは日本の侵略政策の大きな源となったも HQ)の渉外局発表によれば、「この制度こそは、世襲軍人階級の永 如き制度は廃止されなければならない」(「戦争責任・戦後責任)日本 また、被告帝国議会衆議院は、右同決議において、「 戦争責任ナル けだし、軍人恩給制度廃止を指示した連合国最高司令官総指令部 **他の犠牲において極めて特権的な取扱いを受けるが**

惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」があることを認識していたことを意味 き「過去ノ行蔵」の一つとして、「 開戦後二 於テ国際条規ニ 背反スル これは、被告帝国議会衆議院の議員が「反省シ深ク自粛自戒」すべ

の事実を知り得た。 年四月二八日には、従軍慰安婦の存在及びこれに対する日本軍の関与年四月二八日には、従軍慰安婦の存在及びこれに対する日本軍の関与ル 惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯罪」に該り、被告は、遅くとも一九五二に対して行った集団的強姦行為は、「開戦後二 於テ国際条規ニ 背反スに対して行った集団的強姦行為は、「無統的に元従軍慰安婦である女性この点、被告の日本軍が組織的、系統的に元従軍慰安婦である女性

び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し」た。 |一条において、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及 けだし、被告は、一九五二年四月二八日に効力発生した平和条約第

による裁判で売春強制が三件ある。また、オランダが裁判を行ったバ ピンによるフイリピン裁判で強姦あるいは強姦の許容が四五件、中国 姦で起訴されたものが三五件、グアム裁判で売春強制が一件、フィリ タビア臨時軍事法会議による判決では、オランダ女性に対する強制売 春のための婦女子誘拐、売春強の制、強姦で九人が有罪とされた。 被告が受諾した右裁判には、アメリカ合衆国によるマニラ裁判で強

強要されたとし 夫婦のような関係を強制され、一週間に一回、同将校との性的関係を 兵によって将校の家に連行され強姦され、同所に監禁され、四ケ月間、 例えば、フィリピン裁判のケースの一つでは、被害者が家から日本 て、同将校は強姦罪で起訴され、終身刑が言い渡さ

> 「『 従軍慰安婦問題』に関する提言」(テイゲン)においても指摘され 右裁判については、 一九九五年一月に出された日本弁護士連合会の

告の主張する法的に曖昧な「一種の戦争損害」ではない。 反スル 惨虐行為ヲ行ヒタル 刑事犯罪」であることは明らかであり、被 日本軍の行為は、右各裁判例に比肩する「開戦後ニ於テ国際条規ニ背 とするなら、原告らのうち元従軍慰安婦とされた女性に対する被告

ル惨虐行為ヲ行ヒタル刑事犯 罪」の準ずる行為による被害といえるによるものであることに照らせば、「開戦後二於テ国際条規二背反ス 事案に比しても明らかに戦争犯罪としてその責任を問われなければな 条約)に違反する年少、かつ、女性に対する過酷な労働を強いたこと宣言)ことによるものであり、ILO二九号条約(強制労働三関スル 国家たるべき義務」の具体的履行として、右各裁判で起訴処断された に女子勤労挺身隊の事実を知り得た被告の立法府としては、「 道義的 性が被った損害も、「 暴力及び強欲により日本国が略奪した」(カイロ したがって、従軍慰安婦の存在及びこれに対する日本軍の関与並び また、原告らのうち女子勤労挺身隊として強制労働を現せられた女 罪」の準ずる行為による被害といえる。

地から、被告が立法した補償立法(以下、「援護立法等」という。)は、) 一方、右平和条約の効力発生後、戦争犠牲者に対する国家補償の見 るための立法作業に着手するべきであった。

ノ 所在ヲ糾シ 将来斯ノ如キ不祥事再発ノ危険ヲ杜絶スルノ途ヲ講」じ らない 従軍慰安婦問題及び女子勤労挺身隊問題に関して、「 其ノ實任

概ね次のとおりである。 一九五二年

一九五三年 八 四 月 月

一九五六年 二月月 旧軍人等の遺族遺族に対する恩給等

へゅ 一九六三年 一九五七年 年 三月 三月 五月

未帰還者留守家族等援護法 旧軍人恩給の復活 戦傷病者戦没者遺族等援護法

未帰還者に関する特別措置法引揚者給付金等支給法 戦没者等の妻に対する特別給付金支

の特例に関する法律

給法

争被害であって、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しないとこ ろであり」とし日本国籍を有する軍人、軍属、 被告は、「 原告らが被ったと主張する損害」 については、「 一種の戦 一九六三年 八月 **戦傷病者特別援護法** 及びこれらの遺族等に

うなみに、可愛婆がたこう受婆や养りで引き対して、国家補償から戦後補償を実施してきた。

約三二兆円である。 を有する者を対象とし、一九五二年度から一九九一年度までの累計でを有する者を対象とし、一九五二年度から一九九一年度までの累計であるみに、右援護立法による援護費等の支出は、いずれも日本国籍

等に関する法律によるものだけである。は、一九八七年九月の台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金一方、これまで、対外国籍個人に対する戦後補償による金員の支払

争被害者をほとんど顧みないものだったのである。 すなわち、被告の行ってきた戦後補償は、戦争加害者を優先し、戦

の被害内容及び日本軍の強制の事実を知ることができた。が、その後の短期間の調査にて、一九九三年に当時の河野官房長官談話での政府答弁では「民間業者が連れて歩いた。」というものであったの被告は、従軍慰安婦につき、一九九〇年六月六日の参議院予算委員会

被告の立法不作為の違窓・違法性は明らかである。てきたことは、立法のための合理的期間は優に経過しているのであって、したがって、被告が五〇年の間、立法作業に着手することなく放置し

3

会議員によっては、最近までその被害事実を認識していなかった者がいたさらに、従軍慰安婦についても同様であるはずであるが、仮に、若い国しているはずであり、少なくとも容易に認識することができた。任を経た今日まで、原告らを含む多数の朝鮮人被害者及びその遺族は、生年を経た今日まで、原告らを含む多数の朝鮮人被害者及びその遺族は、生原告らを含む多数の朝鮮に対する植民地支配及び戦争への朝鮮人の動員により、日本帝国の朝鮮に対する植民地支配及び戦争への朝鮮人の動員により、賠償ないし補償立法義務の懈怠の故意・過失

一方、以上述べてきた個々の憲法規定、また、前述した戦後賠償ないし以後は、認識しているはずである。

としても、遅くとも、一九九〇年六月の参議院予算委員会で問題にされて

とっても容易に認識できるところである。たっても容易に認識できるところである。)からすれば、賠償ないし補償立法義務の存在は、個々の国会議員にナダの戦後補償は、マスコミによって大きく取り上げられるところとなっ補償立法の国際的潮流へとりわけ、前述した一九八八年のアメリカ及びカ

るとはいえない。はなく、賠償ないし補償立法をなそうとする動きさえも今だ顕在化していはなく、賠償ないし補償立法をなそうとする動きさえも今だ顕在化してい年を経た今日まで謝罪、賠償、補償のための立法措置は全くとられたことにもかかわらず、原告らを含む韓国・朝鮮人被害者に対して、戦後五〇

作為に陥っていることは明白である。 との間、原告らを含む多数の朝鮮人被害者は生活苦の中に放置されたまであり、しかも高齢のため一日も早い救済が緊急に要請されている。 まであり、しかも高齢のため一日も早い救済が緊急に要請されている。 まであり、しかも高齢のため一日も早い救済が緊急に要請されている。 まであり、しかも高齢のため一日も早い救済が緊急に要請されている。 まであり、しかも高齢のため一日も早い救済が緊急に要請されている。 との間、原告らを含む多数の朝鮮人被害者は生活苦の中に放置されたま

告らの各損害ないし損失を賠償する義務がある。 4 よって、被告には、賠償ないし補償立法があれば補填されたであろう原

項記載の公式謝罪を求める。二年一二月二日訴状の請求の趣旨第一二年一二月二五日訴状及び一九九三年一二月一三日訴状の請求の趣旨第一あり、国家賠償法第四条の適用、民法七二三条の類推適用により、一九九あり、国家賠償法第四条の適用、民法七二三条の類推適用により、一九九九十二年で、原告らの被害は、金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ないものでまた、原告らの被害は、金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ないもので

四 挺身勤労契約の債務不履行による損害賠償責任

1

挺身勤労契約

女子挺身勤労令について
 女子挺身勤労令について
 び、女子挺身勤労令について
 一女子挺身勤労をについて
 一女子挺身勤労をはついて
 一女子挺身動労を大子勤労を見いて、めい朝鮮人少女を女子勤労の内地移入強化及び女子労働力の助員強化を計画し(甲第七号証、同二の内地移入強化及び女子労働力の助員強化を計画し(甲第七号証、同二の内地移入強化及び女子労働力の助員強化を計画しくのであった。

ており、女子(勤労)挺身隊が日本国の組織の一つであり、女子挺身の隊員の規律に関し必要なる事項は命令を以て之を定む」等と規定しと規定し、また、同令第十条は、「…女子挺身隊の組織及運営並に其する…」と規定し、同令第四条は、「引続き挺身勤労を為さしむる…」としての女子の隊組織(以下女子挺身隊と称す)による勤労協力に関し、女子挺身勤労令(以下「同令」という。)第一条は、「勤労常時要員

かにしている。 隊員に対する挺身勤労の権利(命令)主体が日本国であることを明ら

る。 条によって、朝鮮では道知事)に授権されていることが定められてい 条によって、同令八条によって、最終決定権限は地方長官(同令二十一

ものとす」と現定し、経費だけを頂割的こ廷身勤労を受ける者に負担特別の事情ある場合を除くの外其の挺身勤労を受くる者之を負担する(4) 同令第一二条は、「挺身勤労に要する経費は命令の定むる所に依り労の期間の決定権が日本国にあることも明示している。当の期間の決定権が日本国にあることも明示している。と規定し、また、同令第十一条は、「地方長官は…挺身勤労の全部又と規定し、また、同令第十一条は、「地方長官は…挺身勤労の全部又の、同令第四条は、「引続き挺身勤労を為さしむる期間は…一年とす」

示しているものである。なお日本国と女子挺身隊員との間に強固な法的関係が継続することをなお日本国と女子挺身隊の隊員として、工場への斡旋あるいは派遣後もである女子勤労挺身隊の隊員として、工場への斡旋あるいは派遣後もに雇用の斡旋等をしただけというものではなく、日本国の組織の一つに雇用の斡旋等をしただけというものではなく、日本国の組織の一つこれらのことは、取りも直さず、日本国が、単純に、勤労挺身隊員

対して日本国が義務を負うことを明らかにしている。を以て之を定む」と規定し、女子挺身隊員の身体・生命の安全配慮にたる場合に於ける本人又は其の遺族の扶助に関し必要なる事項は命令の 同令第一三条二項は、「 隊員が業務上負傷し、疾病に罹り又死亡し

に入隊させることはできない。 に入びさい、日本国は、一方的・強制 にだたがって、「得る」とある以上、国民登録者でない女子は志願しただ に入隊させることはできない。 に入隊させることはできない。 に入びさいない女子は志願を為し に入隊させることはできない。

る。 では、女子の人隊志願の意思表示と日本国の承諾の意思表示、あるでは、日本国の入隊勧誘の意思表示と女子の承諾の意思表示があって、 打水国の入隊勧誘の意思表示と女子の承諾の意思表示があっるいは、日本国の入隊志願の意思表示と日本国の承諾の意思表示、あよって、女子の入隊志願の意思表示と日本国の承諾の意思表示、あ

である。
「である。であるとの非典型契約たる挺身勤労契約が締結されたの示に従って行動するとの非典型契約たる挺身勤労契約が締結されたの女子勤労挺身隊に入隊し、女子勤労挺身隊の一隊員として日本国の指女子助労 延身隊原告らど日本国の合意によって、挺身隊原告らがなった。

国民学校の教師ないしは担任教師、国民学校長及び憲兵らの女子勤労同3台、同4台、同5台、同6台及び同7台で述べたように、区長、各挺身隊原告と日本国との間において、右第五の二1台、同2台、

各挺身隊原告の 挺身勤労契約の成立

ロ本国のすべての指示に従って労働力として日本国が指定する工場で日本国は、各挺身隊原告に対して、女子勤労挺身隊の一隊員として日本国の債権・各挺身隊原告の債務

臼挺

義務・ 債務を有する。 のすべての指示に従い日本国が指定する工場で真面目に労務に服する 労務に服させることができる債権を有する。 各挺身隊原告は、日本国

形式的にでも雇用契約を締結していたかは不明である。 先を変更することができた。なお、各挺身隊員原告が派遣先の工場と どの形式を用いるかは日本国の自由でり、かつ、いつでも形式や派遣 指定する軍需工場への派遣、雇用の仲介ないし斡旋等の形式を取り、 日本国は、その具体的遠成手段として、各挺身隊原告を、日本国が

(2)各挺身隊原告の債権・日本国の債務

という合意が存在する。 学校に行くことができ、生け花・裁縫・ミシン等を教えてもらえる は充分な貯金ができている程の収入を得ることができ、働きながら 本国が指定する軍需工場で、各挺身隊原告が働けば、帰郷する時に 同3〇、同4〇、同5〇、同6〇、及び同7〇で述べたように、日 各挺身隊原告と日本国との間において右第五の二1日、 同2(二)

る。 生け花・裁縫・ミシン等を教えてもらうことを請求する債権を有す右合意によって、各挺身隊原告は、右収入及び学校に行くこと、

は第一次的には、各挺身隊原告を、右提示した諸条件を満たす軍需 する債務がある。 工場に、派遣する、 したがって、これに対応する義務・ 債務が日本国にあり、日本国 あるいは右軍需工場での雇用を斡旋ないし仲介

ること)をなすべき債務がある。金銭の支給、学校に行かせること、生け花・裁縫・ミシン等を教え 日本国は、直接、各挺身隊原告らに対して、右給付(収入に見合う 二次的には、 派遣先等の軍髵工場が右諸条件を満たさなければ、

郷等の間の生命・身体に対する安全配慮義務が日本国にはあり、そ) また、当然に、各挺身隊原告の就労中、工場への移動あるいは帰

・ 債務を負っている。 外の地理不案内な日本国内の工場であり、しかも戦時中である当時) さらに、各挺身隊原告らは、幼い身であり、就労場所が遠方の海の不履行に対しては損害賠償義務がある(右1(14))。 原告らを、無事に指定する工場に送り届け、無事に帰郷させる義務 の状況からは、合理的意思解釈としては当然に、日本国は、挺身隊

挺身勤労契約が継続的契約関係であること 右⑴⑵の債権・債務の内容から、また、二年満期の契約であるから

(3)

あり、現に、東京麻糸紡績沼津工場に派遣された原告姜★★、同李★の原告らは、その間は常に日本国の指示にしたがって行動する債務が 会社である富士紡績小山工場へ派遣されている(甲第一六号証一二〇 くとも同原告らの帰郷までの間は法律関係が継続していたものである。 挺身勤労契約は、各挺身隊原告らの女子勤労挺身隊への入隊から少な 及び同鄭 **一**は、東京麻糸紡績の工場が稼働不能になると全く別の

頁(3)等)。 このことからも、仮に、各挺身隊原告らが派遣先の会社(軍需工場)

できたのである。 と雇用契約を締結していたとしても、それは形だけにすぎず、日本国 労契約に基づいて、 は、その形だけの雇用契約に何等の影響も受けることなく、挺身動 何時でも各挺身隊原告らを自由に取り扱うことが

(E) 労挺身隊への勧誘が国民学校の担任教師や学校長等の公務員からなさる 各挺身隊原告らの陳述書及び供述調書より明らかなように、女子勤右口及び口を裏付ける特徴的な事実 れたこと。

(2) 同様に陳述書及び各供述調書並びに甲第九号証八五頁写真から明ら

(3) されていること(甲第八号証等)。 かなように、教師による各挺身隊原告らの引率がなされたこと。 女子勤労挺身隊が明確に「隊」としての名称の下に、各工場に派遣

(4) が内容であること(甲第九号証八六頁)。 女子勤労挺身隊の歌は「愛国」が趣旨であり、日本国との関係だけ

(5) さしく日本国・天皇のための挺身勤労であったこと。 ぬ」と印刷されており(甲第九号証八七頁、同二二号証五二頁)、ま 三頁)、当時の正社員の給料袋にさえ「天皇のために生き、働き、 娘たちは神風と日の丸の鉢巻きを締めて労務に服し、甲第九号証八 死

る富士紡績小山工場への移動、甲第一六号証一二〇頁(3)等)。 から沙里院の工場への移動、東京麻糸紡績沼津工場から別の会社であ く、別の工場や別の会社に移動させられていたこと(不二越富山工場 女子勤労挺身隊の隊員は、最初の派遣先の工場にとらわれることな

2 日本国の債務不履行

(-)雇用を斡旋ないし仲介する手段によって、 軍需工場における労務に服さ告らを不二越鋼材工業株式会社富山工場等の 軍需工場へ 派遣、あるいは 右1〇の締結された挺身勤労契約に基づいて、日本国は、各挺身隊原

各挺身隊原告らは、 同契約に基づいて、 日本国の指示に従って、 不二

に服した。 越鋼材工業株式会社富山工場等の軍需工場に赴き、そこで真面目に労務

り、 の安全配慮義務は尽くされなかった。 怪我をしたにもかかわらず、満足な手当てもしてもらえず、右1四20 同4、同5、同6及び同7で述べたように、過酷かつ悲惨なものであ しかし、各挺身隊原告らが赴いた不二越網材工業株式会社富山工場等 また、各挺身隊原告らは、就労中に作業機械、地震、空襲等によって 軍需工場での労働状況及び生活状況は、右第五の二1、同2、同3、 右1四〇〇の日本国が約束した内容とは全くかけ離れていた。

〕 以上のとおり、日本国は、右1四四の挺身勤労契約に基づく債務の本あり、右1四回のの日本国の義務は尽くされなかった。取り残され、親切な朝鮮人の世話で何とか実家に帰ることができたので取り残され、親切な朝鮮人の世話で何とか実家に帰ることができたので り、原告李 社富山工場へ行った原告柳 日本の敗戦後のある日、外出して寄宿舎に帰ると寄宿舎には誰も居らず った時のままの惨めな姿で辿り着いたのであり、原告美 下関まで引率したがその後は友人の父親に連れて帰ってもらったのであ 切符をもらって汽車に乗せられただけで放置され、原告梁錦徳は班長が さらに、各挺身隊原告らの帰郷にあたっては、不二越鋼材工業株式会 及び同鄭・は誰かに引率されて帰郷したが、空襲にあ 、同朴の存及び同朴の相は、沙里院から **■**にあっては、

旨に従った履行をなしておらず、債務不履行がある。

3

1, 裁縫も教えてもらっておらず、それどころか、行動の自由は無く、朝鮮ことによる精神的苦痛を受けた。さらに、各挺身隊原告らは、生け花も た。 身隊原告らは、働きながら学校に行くことができると信じていたところ 歌うことを強制され、神社参拝を強制されるなど、まさしく、すべての 語を一切使うことを禁じられ、日本式の生活習慣を強制され、軍歌等を 行くことができず、学校に行く機会を逸する不利益を受け、かつ、その の悲惨な生活を余儀なくさせられ著しい苦痛を味わされた。また、各挺 日本国の債務不履行による各挺身隊原告らの損害 人権を剥奪された奴隷としての処遇を受け、その被害に対する損害は金 日本国の右2の債務不履行によって、各挺身隊原告らは、右第五の一 同2、同3、同4、同5、同6及び同7で述べたように被害にあっ 厳しい叱責、暴力、空襲の恐怖及び作業中に傷害を負う等の工場で すなわち、各挺身隊原告らは、成人男子以上の過酷な労働を強いら

や放置された者や様々であるが、いずれの原告も惨めな姿で故郷に辿り そして、各挺身隊原告らは、帰郷に際しては、途中まで引率された者

銭に換算すれば天文学的数字にならざるを得ない。

基づく損害賠償としての慰謝料請求権がある。 着いたのであり、その精神的苦痛はどれほどか計りがたい 苦痛及び精神的苦痛の被害を被ったので、日本国に対し、債務不履行に したがって、挺身隊原告らは、日本国の債務不履行によって右肉体的

- 〇 また、各挺身隊原告らは、日本国の債務不履行によって、 務不履行に基づく損害賠償として請求することができる。 るまでの間、その労働の対価と同額の逸失利益を、次のとおり各々、 に、少なくとも軍需工場に派遣されるために故郷を出た時から故郷に帰 上の過酷な労働をさせられたのであるから、日本国に対し、慰謝料の他 成人男子以
- 二、七九頁〔表3-5〕) であるから、少なくとも挺身隊原告らの逸 利失益は一日一円三〇銭以上である。 当時の成人男子の未経験工の初任給は一日一円三〇銭(甲七号証の

号証の二、七三頁)、一月に二八日以上のの稼働日数となる。 挺身隊原告らは、多くとも月三回以上の休日はなかったから~甲七

(2) 各挺身隊原告らの稼働(ないし稼働可能)期間と逸失利益の最低総

① 額

間。 ら一九四五年八月までの一五(か月間)×二八(日)=四二〇(日)原告柳田、同朴田特及び同朴田はいずれも一九四四年六月か

四六円。 したがって、 各原告の逸失利益の総額は四二〇×一円三〇銭=五

間。 ら一九四五年一〇月までの一七(か月間)×二八(日)=四七六(日 原告李 同姜二人び同館 はいずれも一九四四年六月か

一九円。 したがって、各原告の逸失利益の総額は四七六×一円三〇銭=六

(月間)×二八(日)=八一二(日間)。 原告梁錦徳は、一九四三年六月から一九四五年一〇月までの二九

六円。 したがって、原告の逸失利益の総額は八一二×一円三〇銭=一〇五

⑸ よる損害として請求できる。 、同姜 さらに、帰郷に際して切符等の交通费の支給を受けていない原告李英 、同鄭 ■及び同梁錦徳は、交通費相当額を債務不履行に

き請求の趣旨記載の請求を予備的に主張する。 行による慰謝料及び逸失利益等の損害賠償請求権(民法四一五条)に基づ よって、各挺身隊原告らは、日本国に対して、挺身勤労契約の債務不履

一 日本国政府は、強制励庁され、 不法行為による国家賠償責任

を表明してきた(以下、「日韓協定による解決済み論」という。)。に対する日本国の法的責任につき、一貫して、日韓協定で解決済みとの態度日本国政府は、強制励行された朝鮮人の被害者(の個人的賠償ないし補償

正本条約と関連協定で完全かつ最終的に解決済みだ。」との話を報道機関 は東京、造成ので、一般に関係を は、一九六五年の日韓 で、一般論として日韓両国間の財産請求権の問題は、一九六五年の日韓 で、一般論として日韓両国間の財産請求権の問題は、一九六五年の日韓 で、一般論として日韓両国間の財産請求権の問題は、一九六五年の日韓 で、一般性の補償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起したのに対し、外務 で、一九九一年一二月六日、日本国を相手取り、植民地支配と戦争で被 が、一九九一年一二月六日、日本国を相手取り、植民地支配と戦争で被 を通じて公表した(甲第三五号証の三)。

ないもの、すべて解決済みということでございます。なお、被徴用者韓国れるものでございますけれども、この八項目に含まれるもの、また含まれいうことでございます。韓国側から対日請求要綱、いわゆる八項目と言わは、六五年の日韓請求権経済協力協定により完全かつ最終的に解決済みと側者に対する未払い贷金の問題を含めまして日韓間の財産、請求権の問題東アジア課長武藤正敏が衆議院議員高沢寅男に対する答弁で、「韓国人労東アジア課長武藤正敏が衆議院議員高沢寅男に対する答弁で、「韓国人労東アジアは九二年三月二七日、衆議院法務委員会において、外務省アジア局北

らかだろうと思います。」と答えた。おりまして、そういった見地からもこれで解決されているということは明人未収金の問題につきましては、対日請求要綱八項目の第五項に含まれて

しかしながら、後に日本国政府が国立公文書関係が調査した結果、国家というながら、後に日本国政府が国立公文書関係が調査した結果、国家に基づきます総助員業務でございまして、法律上各号列記をされておりましてあらに聞いております。」、「従軍慰安婦なるものにつきまして、古いたのように聞いております。」、「従軍慰安婦なるものにつきまして、古いたのように聞いております。」、「従軍慰安婦なるものにつきまして、古いたのように聞いております。」、「従軍慰安婦なるものにつきまして、古いたもに連れて歩いているとか、そういうような状況のようでございましても、もとして考えられますし、また、古い人のお話をお聞きいたしましても、もとして考えられますし、また、古い人のお話をお聞きいたしましても、もとして考えられますし、また、古い人のお話をお聞きいたしまして、として考えられますし、また、古い人のお話をお聞きいたは果、国家に基づきます総助員業務でございまして、法律上各号列記をされておりまに基づきます総助員業務でございまして、法律上各号列記をされております。」と答えた。

予算 二〇〇、〇〇〇円て居住地市町村長に対しこれを通知し無料にて完全に治療せしむ。ロ 応召軍人にして除隊の際将来花柳病再発の虞ある者は軍当局に於い予算 三四三、六五四円

ものである。 ものである。 右資料は、総動員法が従軍慰安婦の存在を容認していたことを裏付ける 右資料は、総動員法による従軍慰安婦の後用業務それ自体に関するもの

朝鮮人従軍慰安婦について調査を行うべく努力をいたしましたが、そりのしましては、ただいまの海軍作業愛国団、南方派遣報国団を含めまして、ていなかったということでございました。したがいまして、労働省といたていなかったということでございました。これにつきましては全く関与し時の厚生省勤労局に勤務をしておりましたところでございますが、当時厚生行動学局も国民勤労動員署も朝鮮人従軍慰安婦につきましては、私ども、当いての調査ということでございました。これにつきましては、私ども、当が参議院議員本岡昭次に対する答弁で「それから、朝鮮人従軍慰安婦につが参議院議員本岡昭次に対する答弁で「それから、朝鮮人従軍慰安婦につら、明鮮人従軍慰安婦につり、対している。

りたいと存じます。」と答えた。 経緯等全く状況はつかめず手がかりがない状態でこさいまして御理解を賜

と思います。」と答えた。 をさかのばってしてきたということでございます。御理解をいただきたい ていかなければならぬと思いますが、実情についてはでき得る限りの調査 ますので、私もそのような報告を受け、今後とも努力をあらゆる面で考え とおりでありまして、全く状況がつかめない 状況であるということであり 樹が参議院議員清水澄子に対する答弁で、「 冒頭にお尋ねありました朝鮮 人従軍慰安婦問題については、先ほど関係省庁で調査の結果を申し上げた 一九九一年八月二七日、参議院予算委員会において内閣総理大臣海部俊

も含め、処理済みとの従来の立場は変わっていない」との見解を公にした 対する記者会見において、「 請求権の問題は、 国と国との間で私的な問題 一九九二年一月一三日、官房長官加藤紘一が、従軍慰安婦の補償問題に

(甲三五号証の四、甲三五号証の五)

こういう性格のものではないかと思うのであります。しかし、そういうこ | 戦時中日本軍に連行され、従軍慰安婦をさせられた韓国人女性六人が一決着済みというのが法的な立場でございます。」と答弁した。 ておりますとおり、この問題につきましては、六五年の協定によりまして とに対して既に決着済みということで対応される考えか。」との質問に対 慰安婦などというケースの場合はなおさら特別な措置をしなければならぬ して、外務省アジア 周北東アジア 課長武藤正敏が、「 先ほどから申し上げ 人道上の措置としてやった、こう言われるのでありますが、私はこの従軍 が、「 先ほどの 原爆被爆者については、 この 請求権の協定の問題とは別に 一九九二年四月一〇日、衆議院法務委員会において衆議院議員高沢寅男

を報道機関を通して公にした(甲三五号証の六)。で解決済みとの立場を変えていない。裁判の行方を見守りたい。」との話所としては日韓両国間の財産請求権の問題は、一九六五年の日韓基本条約求めて東京地方裁判所に提訴したことに対し、外務省北東アジア課は、「政 九九二年四月一三日、日本国を相手に、戦争で被った犠牲に対する補償を

争責任をどう考えますか。」と質問されたのに対し「二〇世紀半ばに一流 て、共同通信社の記者から「旧軍人として従軍慰安婦問題を含め日本の戦 日本だけが悪いと取り上げるのは酷だ。慰安婦は当時の公娼であって、 安婦は程度の差はあるが、米、英軍などでも同じようなことをやっている。 国が自分の意思を周辺に押し付けるという歴史的感覚は間違っていた。慰 元法務大臣」という。)は、法務大臣就任当日の個別インタビューにおい 一九九四年四月二八日、当時の被告の法務大臣永野茂門(以下、「 永野

> 下、「本件公娼発言」という。)。 れを今の目から女性蔑視とか、韓国人差別とかは言えない。」と答えた(以

僚に聞く」等と題した企画記事で報道された。 本件公娼発言が、一九九四年五月四日及び同月五日の新聞朝刊の「 新閣

日韓協定による解決済み論

民国などの財産権に対する措置に関する法律」(昭和四〇年一二月一七日 締結され、同協定を受けて、「 財産及び請求権に関する問題の解決並びに に至った。同条約締結と同時に、日韓の戦後処理を目的とする日韓協定が 半島において、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ成立した。 法律第一四四号、以下、「 本件措置法」 という。)が制定された。 経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓 立した。このとき以降、日本と朝鮮の国交は絶たれた。一九四八年、 あったが、一九四五年八月一五日、第二次世界大戦が終結すると同時に独 朝鮮は、一九一〇年に締結された日韓併合条約により日本国の統治下に 一九六五年、日韓条約が締結され、日本と韓国との間の国交が結ばれる

において消滅したものとすると定め、消滅する財産権として、一号に「日二条三項の財産、権利及び利益に該当するものは、昭和四〇年六月二二日

本件措置法一条は、大韓民国又はその国民の財産権であって、日韓協定

本国又はその国民に対する債権」を掲げている。 本件措置法制定以後、日本国政府は、前項1乃至4並びに8乃至10のと

おり、一貫して、日韓協定による解決済み論を公に主張してきた。 外交保護権の相互放棄論

を外交保護権の行使として取り上げることはできないという意味である。 内法的な意味で消滅させたものではない。日韓両国間で、政府としてこれ る外交保護権を相互に放棄したということで、個人の請求権そのものを国 旨の見解を公式に明らかにした(以下、「外交保護権の相互放棄論」とい 務省条約局長柳井俊二が、「 日韓協定は、 日韓両国が国家として持ってい 日本国政府は、一九九一年八月二七日、参議院予算委員会において、外

る機会があった。 補償請求が必ずしも完全かつ最終的に解決済みでなかったことを認識し得論が誤った解釈であり、韓国人被害者の日本国に対する個人的賠償ないし 相互放棄論を公式見解したことをもって、従前の日韓協定による解決済み ここに至って、日本国政府は、日韓協定の解釈について、外交保護権の

にもかかわらず、日本国政府、 外交保護権の相互放棄論の政府正式見解

拠に、日韓協定による解決済み論を維持し続けている。 発表後も次のとおり、外交保護権の相互放棄論を曲解し、本件措置法を根

•

3

っているこれらの財産、権利及び利益について具体的にいかなる措置をと規定しておりますけれども、これを換言いたしますと、同協定の対象とな う法律がつくられたわけでございます。」と答弁した。 同規定を受けまして、我が国は韓国及び韓国国民に係る財産、権利及び利 るものに対してとられる措置については今後いかなる主張もなされないと きましては、第二条三項におきまして、一方の締約国及びその国民の財産、 ことを確認するものでございまして、いわゆる個人の財産、請求権そのも については日韓両国が国家として有している外交保護権を相互に放棄した に対する債権については消滅をするというふうに、国内法としてもそうい がございましたように、四十年の請求権協定第二条に基づく日本の国内法 益につき国内法を制定して処理してまいりました。」と答弁した。この答 るかについては他方の締約国の決定に委ねられることを意味しております。 権利及び利益であって同協定の署名の日に他方の締約国の管轄のもとにあ のを国内法的な意味で消滅させているものではございません。同協定にお ておりますけれども、この規定は、日韓両国国民間の財産権、 としての法律が別途制定されまして、この法律の中で日本国及び日本国民 弁を補充して、清水法務省民事局長が、「 先ほどの 外務省の方からお答え 両国国民間の財産、請求権問題は完全かつ最終的に解決したことを確認し 敏が、「 六五年の日韓請求権・経済協力協定第二条一項は、 日韓両国及び 七日、衆議院法務委員会において、外務省アジア局北東アジア課長武藤正 例えば、外交保護権の相互放棄論の解釈については、一九九二年三月二 請求権問題

の請求権は、結果的には満たされたことになる。しかしながら、日本国がその補償がなされるのであれば、外交保護権が放棄されたとしても、個人における補償義務が規定されていない。国内補償義務が規定され、現実にに対する請求権についてみても、他の諸国間の規定と異なり、その所属国については、日本国民の外国に対する請求権についても、外国人の日本国日韓条約及び日韓協定を含め日本が当事国となっている条約の放棄条項

ぼす。

「職職」の職後補償の必要性の当否に対する世論形成に重大な影響を及被害者らへの戦後補償の必要性の当否に対する世論形成に重大な影響を及より、日本国の市民をして戦後補償を請求している被害者の立場を説明し、の解釈といった重要な政治情報を日本国の市民に対して提供するることにて情報を与え、その請求の意思や意欲に影響を及ぼす。加えて、日韓協定に求めようとする被害者らの日本国に対する個人的賠償請求の可否についに求めようとする被害者らの日本国に対する個人的賠償請求の可否についに求めようとする被害者らの日本国に対する個人的賠償請求の可否についに求めようとする被害者らの日本国の関与に関する調査結果を公に発表する行為並びに前項5乃至7に例示した任本国政府が日韓協定等のぼす。

日本国による原告らを含む韓国人被害者に多大の被害を被らせた朝鮮の決済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。実に対し、これまで一切の個人的賠償ないし補償をしたことはなく、同被 なまに対し、これまで一切の個人的賠償ないし補償をしたことはなく、同被 な 日本国政府は、その公務員をして、原告らを含む韓国人被害者の被害事 な

大済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。 決済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。 決済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。 決済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。 からしてなるべき被告の国家方法を対した。 日本国政府としては、於済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。 決済み論及び外交保護権の相互放棄論の曲解を一貫して公表してきた。

的国家たるべき義務に違反する違憲・違法なものである。6 したがって、日本国政府の公務員がなした前項1乃至10の行為は、道

: !

1

である点において、従軍慰安婦とされた原告らに対する決して看過できな解を明らかにしていた。)、発言者が本件訴訟の被告代表者である法務大臣解を明らかにしていた。)、発言者が本件訴訟の被告代表者である法務大臣当時は既に日本国政府は従軍慰安婦への軍の強制的関与を肯定する公式見うものと異なり、端から「慰安婦は当時の公娼」と決めつける点(しかも、前一項5乃至7の発言内容が調査中故に日本国の関与を肯定できないとい慰安婦とされた原告らの被害事実を真っ向から否定するものであり、かつ、慰安婦とされた原告らの被害事実を真っ向から否定するものであり、かつ、私安婦とされた原告らに対する決して表

員の発言は、「公権力の行使」に該当する。
利益に直接的に影響を及ぼすまでになっている。かかる影響力がある公務期になることは勿論、公にその存在を表明している戦争被害者らの利益不関に関する公務員の発言は、単なる私的見解で終始することはなく、外交問に関する公務員の発言は、単なる私的見解で終始することはなく、外交問に関する公務員の発言は、日本国政府の重要な政治課題となっており、同問題2 本件公娼発言以前の数年間、従軍慰安婦問題を含め日本国の戦後補償ない 重大な権利侵害である。

ものであることから、本件公娼発言も「公権力の行使」に該当する。の知るところとなっていた原告らの人格及び名誉に直接的に影響を与えるその氏名、姿を法廷、集会、新聞、テレビ等において広く日韓両国の公衆国政府が即抗議したこと、元従軍慰安婦であったとして、本件訴訟以来、国政府、本件公娼発言の影響力は、これが直ちにマスコミが報道し、韓この点、本件公娼発言の影響力は、これが直ちにマスコミが報道し、韓

た事実を認めた。また、被告は、本件訴訟一九九三年一二月一三日準備掛より募集した事実や、慰安書の開設・準備・管理に旧日本軍が関与してい結果を発表し、従軍慰安婦の募集に日本国官窓が加担し、強制的な手段に慰安婦への聞き取り調査等を行い、河野洋平官房長官談話として、同調査をれぞれ訴状が被告に送達されている。日本国は、一九九三年に、元従軍起し、原告李順徳は、一九九三年一二月一三日に本件訴訟に追加提起し、4 原告河順女及び原告朴頭理は、一九九二年一二月二五日に本件訴訟を提

にこれ、石調査結果に沿う内容の答弁をした。

; •

上の禁反言の原則に反する違法な行為である。 本件公娼発言は、被告側の右一連の行為に逆行するものであり、信義則

であるから、従軍慰安婦への軍の強制的関与を認めた政府発表、本件訴訟 告らの人格及び名誉が侵害されることにつき、故意又は過失があった。 場に認識し得たのであるから、本件公娼発言により従軍慰安婦とされた原 従軍慰安婦の女性が名乗りを上げているいることを認識していたか又は容 であるから、従軍慰安婦への軍の強制的関与を認めた政府発表、本件訴訟 であるから、従軍慰安婦への軍の強制的関与を認めた政府発表、本件訴訟 であるから、従軍慰安婦への軍の強制的関与を認めた政府発表、本件訴訟

四 原告らの損害

にもかかわらず、日本国政府の公務員の前項1乃至11の行為は、原告らをの生活の中で、深い傷を癒してきた。 原告らは、日本国政府の何らの謝罪及び賠償も無いまま、長い苦しい戦後

及び植民地支配の責任に対する世論形成を誤導するものである。害し、日本国市民をして韓国人被害者に対する偏見を助長し、日本国の戦争含む韓国人被害者の日本国に対する賠償ないし補償請求の意思及び意欲を阻にもかかわらず、日本国政府の公務員の前項1乃至11の行為は、原告らを

傷つけられた。 4 その結果、原告らは、その心を切り裂かれ、原告らの人格及び名誉は深く 4

かけたところに塩を擦り込むに等しい行為による被害である。中で、原告らの癒し難い傷が、時の流れという薬によって、ほんの少し治り中で、原告らの精神的苦痛は、日本国政府が破廉恥で無實任な態度を取り続ける

因第一項の公式謝罪を求める。

因第一項の公式謝罪を求める。

因第一項の公式謝罪を求める。

因第一項の公式謝罪を求める。

因第一項の公式謝罪を求める。

」、「日本のであるから、国家賠償法第四条、民法七二三条の適用により、本件訴訟一のであるから、国家賠償法第四条、民法七二三条の適用により、本件訴訟一また、原告らの精神的損害は、金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ないもまた、原告らの精神的損害は、金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ないもまた、原告らの精害を金銭的賠償だけでは絶対に回復し得ない原政之でに対して、原告の情害を金銭的に評価することは困難であるところ、したがって、原告らの損害を金銭的に評価することは困難であるところ、

第九 結語

かれた日本の玄関としての顔を持つ。この下関の地は、日韓の交通の要として、よりグローバルには、アジアに開

他ならない。その扉を開きアジアから見た歴史の海に我々と日本国を招き入れ民地支配と強制連行の歴史の玄関に足を踏み入れ、その扉に手をかけたことに我々が下関に提訴し、日本国がこれにに応訴したことは、アジアに対する植

原告らが一日千秋の思いで船を待つ港まで、帆を満たす風が吹くことを信じの射罪を記した帆を立てた償いの船を送り届けなければならない。とができたが出ではあるが、我々は、この下関からアジアに向かって、日本国たのであろうか。それとも目を瞑り、耳を塞ぎ、心をも閉ざしてしまったができたであろうか。それとも目を瞑り、耳を塞ぎ、心をも閉ざしてしまったのは、他ならぬ原告らである。本件訴訟の審理を通して、我々はその目を凝たのは、他ならぬ原告らである。本件訴訟の審理を通して、我々はその目を凝

弁論を結ぶ。

9, e) e

- 41-

\rightarrow HOME